

ヘルマン・ヘラーにおけるドイツ国民国家論再構成の試図(一)

安 世 舟

目 次

- 一 序―問題提起
- 二 帝政期ドイツにおける国民国家論の展開とその特徴
 - 一 ビスマルク的「国民国家」の問題性
 - 二 M・ウェーバーの国民的権力国家論（以上本号）
 - 三 F・ナウマンの社会的権力国家論
 - 四 F・マイネッケの文化的国民国家論
- 三 ヘルマン・ヘラーによるドイツ国民国家論の批判とその再構成の試図
- 四 結語

ヘルマン・ヘラーにおけるドイツ国民国家論再構成の試図 (一) (安)

一 序—問題提起

ヘルマン・ヘラーの『国家学』は、主として、ドイツ国家学の支配的潮流であった法実証主義、とりわけG・イエリネック、H・ケルゼンの国家論の批判・克服の企図としての理論構成をとっているが、さらにこの法実証主義に批判的な同時代の保守的な国家学者R・スメント、C・シュミットなどのいわゆる「新派」の政治的国家学をも批判的に摂取している。この格闘は、元来、アリストテレスの *Politica* (政治学) のドイツ語の訳語であった *Staatslehre*、つまり「政治学としての国家学」がビスマルク体制の確立とともに、それに「一般」(*allgemeine*) という形容詞が付けられるにつれて、不断にその問題領域が狭められていって、ついにケルゼンの国家学に至っては国法学にまで退化していったが、こうしたドイツ国家学を、西欧の *political science, science politique* のような「政治学としての国家学」に再び転換させようとする問題意識に導かれていたので、ドイツ国家学の総体的批判の上に立って、国家学の国法学への退化の過程で脱落していった社会学を再びそれに取り入れる試みと、それを方法論的に新たに基礎づける作業を伴った。そのために、ヘラーの『国家学』には、ヘーゲル哲学の批判的受容の上に、M・ウェーバー、Th・リット、H・フライヤー、G・ルカーチの社会学が新たな概念規定をほどこされて批判的に摂取されている。²⁾ さらに、それはワイマール・デモクラシーを理論的に根拠づける民主主義的国家論を目指していたので、当然、左右のラディカリズムとの理論的対決、すなわち、マルクス主義国家論批判、ファシズム論批判となっている。³⁾

このように、ヘラーの『国家学』には、ドイツ国家学の総体的批判、国家の存在性の社会学的根拠づけ、現代の主要な政治思潮の思想的吟味によるドイツ民主主義の理論的基礎づけが「重層的連関性」において総合・統一が試みられている⁴。その際、プラトン以来の政治学の主要な課題たる権力と自由の緊張関係、国家と法の関係についての独創的な理論の構築が試みられ、政治学の宝庫となっている。ところが、このヘラーの試みは、一九三三年十一月五日、彼が亡命地スペインで持病の心臓病の突然の発作で永久に不帰の客となったため、未完に終わった（この未完の原稿は、弟子のG・ニーマイヤーによって編集され、翌一九三四年オランダで『国家学』(Statislehre)として出版された⁵）。したがって、その理論において十分に熟していない点や論述の不足などの点があつて、ヘラーの国家論は、折衷的であるとか、思想史的観点において相反する点があるとか⁶評する人もいる。ともあれ、G・シュルプターの言うように、国家を人間の活動統一体(Wirkungseinheit)として社会学的に論証し、その構成法則を組織(Organisation)に見ることによつて、それまでのドイツ国家学が落ち入つた国家認識の一面性を克服することに成功した⁸ヘラーの国家論は、『国家学』の中に完璧ではないにせよ、十分に展開されており、それは、国家の科学的認識における大きな里程碑となっている点において現代政治学におけるその意義は大きいといえよう。

ヘラーが社会的に活躍した時期、すなわち一九一九年から一九三三年までの十四年間は、丁度ワイマール共和国の成立からヒットラーの政権掌握による同共和国の崩壊までの十四年間と一致していた⁹。それは、偶然の一致ではあったが、ヘラーがワイマール共和国を、ドイツを真の国民国家に作り直す土台とみなして、その擁護のために命を賭して闘った点から見て、ヘラーの短い生涯は短命だったワイマール民主主義の歴史そのものであったとも見られよう。ヘラーの未完の遺著『国家学』が、彼の弟子のM・ドラート教授が言うように、「彼自身の祖国が彼と彼の仕事を必要とした

「時」¹⁰に、上記したように、外国（オランダ）で出版されたことは、ワイマール・デモクラシーの悲劇を象徴しているかのようなものである。

戦後、西ドイツにおいて、彼の論敵であったC・シュミット、R・スメントが依然、学界で大きな影響力を持ち続け、R・スメントにいたっては法学界に一大学派を形成した感があり、そしてC・シュミット研究は五指を越える程賑わっているのに反して、西ドイツにおける「現代政治学の父」¹¹といわれるヘラーの研究は、つい四、五年前までは皆無に近かった。¹²しかし西ドイツにおける民主主義がワイマール民主主義が辿った様相を彷彿させる状況を呈し始めた一九六〇年代中頃を境に、ヘラーの研究の必要性が高まったように、ヘラーの旧友や弟子達によってちりぢりに分散していた彼の全著作の収集作業が始まり、ついに一九七一年『ヘルマン・ヘラー全集』全三巻が発行された。¹³そしてその間、二、三のヘラー研究書も現われて、¹⁴ワイマール時代の国家学界におけるヘラーの活動とその位置の全貌がようやく明らかにされようとしている。

ヘラーの著作活動は三つの分野にまたがっている。(一)現代の主要な政治思潮、とりわけ国民主義と社会主義の結合の可能性を理論的に構想し、それによってドイツにおける真の国民国家作りを内から行なうための政治理論的基礎づけを模索した、主として政治思想史的著作、¹⁵(二)ドイツ国民の五分の三を占める人口にもかかわらず、帝政期において、政治的、社会的、文化的に体制から疎外、「隔離」されていた労働者階級に「ドイツ国民」としての自覚を形成させるための成人教育論とその運動組織論、¹⁶(三)国家論、¹⁷およびワイマール共和国政治について論究した政治論的著作、¹⁸とりわけファシズム論批判など、¹⁹である。しかし、時期的には、(一)と(二)は、一九一九年から一九二五、六年までの産物で、ヘラーが大学教員資格をとっているにもかかわらず、このユダヤ系ドイツ人には保守的な大学の門は容易に開かれず、止むなく

法哲学者として有名なラートブルフ教授とともに、成人教育運動の指導者として社会生活の第一歩を踏み出さざるを得なかったため、この分野で、そしてまもなくドイツ社会民主党（以下SPDと略記）傘下の青年運動の理論的指導者として活躍した実践的活動の所産である。(一)は、(二)でドイツ政治思想史の再検討によって得た、真のドイツ国民国家作りのための理論的オリエンティールングに基づく、旧来の成人教育論の革新の企図とその運動組織論であるので、両者は一体的関係にあり、『ヘルマン・ヘラー全集』にも、(一)と(二)の著作は「方向づけと決断」という標題の第一巻に収められている。時期的、そして思想の発展史の点から見て、この(一)と(二)はヘラーの政治思想の発展における前期の所産といえる。(三)は、この成人教育活動の実践によって真のドイツ国民国家を内から作り直すとする運動の挫折と、一九二四年を前後して顕在化したワイマール・デモクラシーの形骸化状況に直面して、こうした状況を生み出した「政治理論の危機」との対決なしに、ファシズムを阻止し得ないと認識したヘラーが、成人教育活動から身を引いて、その活動分野を、体制の「護教学」²²として機能していた「一般国家学」の分野、すなわち国家学界に移した一九二六年から一九三三年の彼の客死までの後期の所産である。

『国家学』の編者G・ニーマイヤーは、同書の序文の中で、「稀に見るほど首尾一貫して発展し、成熟したヘラーの思想は、すでにその初期の諸著作で往々不明確な表現においてであるが、その後期の成果の萌芽を示した。」²³と述べており、またヘラーの友人で、彼の『国家学』の方法論の構築に際して大きな影響を与えた『現実科学としての社会学』(Soziologie als Wirklichkeitswissenschaft. Eine logische Grundlegung des Systems der Soziologie, 1930)の著者H・フライヤーも、「ヘラーの国家論の思想は、一九二〇年頃すでにできあがっていた。」²⁴と証言している。私は、ヘラーの国家論の基本思想は一九二五年頃までに、つまり彼の政治思想発展史における前期にその骨格が形成されたものとみなす。そして『国家学』

においては、前期に形成されたこのヘラーの思想が国家学の専門用語を用いて体系的に展開されたものと解釈する。したがって、本稿では、前期の著作、とりわけ(一)を手掛りに、ヘラーの国家論の基本思想の形成過程をさぐって、その特徴を析出しようと思う。上述したように、(一)は、国民主義と社会主義がドイツ近代政治史の中で各々形成されて来た過程を英仏のそれと比較して、ドイツにおける両思想の根源をヘーゲルの政治哲学に求め、その後両者が各々一面的に歪められていった原因をさぐり、両者の統一をはかろうとする問題意識の下に、ヘーゲルの国民的権力国家論の民主主義的転変を試みることによって、各々一面化した国民主義(↓国家主義)と社会主義(↓国際主義、無政府主義)を批判・克服して、ドイツを真の国民国家へ内から作り直すための理論的基礎づけを模索したものであった。したがって、以下において、まずヘラーの国家思想の特徴を浮き彫りにするために、ドイツにおける国民国家論の展開とその特徴を簡単に紹介し、次いでその批判と継承によって、ヘラーの基本思想が形成される過程に移り、それが他面、マルクス主義国家論批判の形で肉づけされてゆく過程を素描するという叙述形式をとりたい。

- (1) W. Bauer, Wertrelativismus und Wertbestimmtheit im Kampf um die Weimarer Demokratie-Zur Politologie des Methodenstreites der Staatsrechtslehrer, 1968, S. 349.
- (2) Ibid., SS. 349-350, S. 363 f; M. Sattler [hrsg.], Die deutsche Staatslehre im 19. und 20. Jahrhundert, 1972, S. 154, SS. 159-161.
- (3) W. Bauer, op. cit., SS. 353-354.
- (4) G. Niemeyer, Einleitung, in: Hermann Heller, Staatslehre, 1934. 安世舟訳『国家学』、未来社、昭和四七年、一九頁。

- (5) 編集段階における本書の成立過程については、本書の「補遺」編者の報告「邦訳「三九九頁〜四一二頁」」参照。
- (6) G. Niemeyer, Hermann Heller, in: *International Encyclopaedia of Social Sciences*, Vol. 6, 1968, p. 344.
- (7) M. Sattler, op. cit., S. 150.
- (8) W. Schluchter, Entscheidung für den sozialen Rechtsstaat. Hermann Heller und die staatsrechtliche Diskussion in der Weimarer Republik, 1968, SS. 274-278.
- (9) ヘラーの全著作と彼の社会的活動「および生涯については、『国家学』邦訳の訳者解説」Hans Rädle, "Bibliographie der Veröffentlichungen Hermann Hellers" in : *Politische Vierteljahresschrift, Zeitschrift der Deutschen Vereinigung für Politische Wissenschaft* (エト PBS ヲ監ヤ), 8 Jg. 1967, Heft 2 (Juni 1967), S. 314-322. (註(9) 6ノルマン・ヘラー全集第三卷所収), Klaus Meyer, "Hermann Heller. Eine biographische Skizze" in : PBS, 8 (1967), S. 293-313. 参照。
- (10) Martin Draht, Vermächtnis für die Deutschen—Zum Todestag von Hermann Heller, *Die Zeit*, 13. Nov. 1963.
- (11) スメントルゴツツガ' Vgl., M. H. Mols, *Allgemeine Staatslehre oder politische Theorie? Interpretationen zu ihrem Verhältnis am Beispiel der Integrationslehre Rudolf Smends*, 1969.
- (12) 西ドイツにおけるシュミット研究についての紹介は、山下威士「危機の時代における保守革命の思想家: Carl Schmitt——その思想的位位置づけ」(『埼玉大学紀要』(社会科学編) 第二〇卷(一九七二))が詳しい。
- (13) H. Mommsen, "Zur Verhältnis von politischer Wissenschaft und Geschichtswissenschaft in Deutschland" in : *Vierteljahresschrift für Zeitgeschichte*, 10 (1962), S. 350.

- (14) ワイマール共和国時代のドイツ国法学に関する研究の一環としてH・ヘラーを取り上げたものとしてゾントハイマの仕事がある。K. Sontheimer, "Zur Grundlagenproblematik der deutschen Staatsrechtslehre in der Weimarer Republik" in : Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, 46 (1960); ders., Antidemokratische Denken in der Weimarer Republik. 1962; ders., Politische Wissenschaft und Staatsrechtslehre, 1963.
- (15) M. Drath, O. Stammer, G. Niemeyer, F. Borinski (hrsg.), Hermann Heller : Gesammelte Schriften, Erster Band (Orientierung und Entscheidung), Zweiter Band (Recht, Staat, Macht), Dritter Band (Staatslehre als politische Wissenschaft), 1971. <ラー全集にのべつての書評> Martin Galher, Der Weg ins Freie-Anmerkungen zu Hermann Heller, in : PBS. 13 (1973), SS. 451-453.
- (16) 注(1)(2)(8)に挙げた三点。なお(1)と(8)については、その文献紹介がある。Manfred Friedrich, "Die Grundlagendiskussion in der Weimarer Staatsrechtslehre" in : PBS. 13 (1973), SS. 582-598.
- 次に日本におけるヘラー研究については、一九七二年までのものは、『国家学』邦訳の訳者解説、四八七頁、に紹介してあるので、参照のこと。その後現われたものには、筆者の知る限り、次の二点がある。山口利男「国家学の危機とヘルマン・ヘラー」、『危機状況と政治理論』、年報政治学「一九七三」、岩波書店、一五九頁〜一九七頁)、安世舟「ヘルマン・ヘラーの国家論―その成立と構造」(秋永肇編『政治学―近代と現代』〔学文社、昭和四九年〕所収)。
- (17) Hegel und der nationale Machtstaatsgedanke in Deutschland. Ein Beitrag zur politischen Geistesgeschichte, 1921; Sozialismus und Nation, 1925, Die politischen Ideenkreise der Gegenwart, 1926. など。
- (18) Freie Volksbildungsarbeit [共著], 1924; Arbeit und Bildung in der Arbeiterbewegung [論文], 1926/27.

- (61) Die Krisis der Staatslehre [論文], 1926 ; Die Souveränität, 1927 ; Bemerkungen zur staats- und rechts-theoretischen Problematik der Gegenwart [論文], 1929 ; Staat, in : Handwörterbuch der Soziologie, 1931. Staatslehre, 1934. 452頁。
- (62) Die Gleichheit in der Verhältniswahl nach der Weimarer Verfassung, 1929 ; Freiheit und Formen in der Reichsverfassung, 1929 ; Das Berufsbeamtentum in der deutschen Demokratie, 1930 ; Die Neuordnung der Reiches im Verhältnis zu seinen Ländern, 1931 ; Ist das Reich verfassungsmässig vorgegangen ? 1932 ; Ziele und Grenzen einer deutschen Verfassungsreform, 1931. Politischer Demokratie und soziale Homogenität, 1928 ; Genie und Funktionär in der Politik, 1930 ; Bürger und Bourgeois, 1932. [ドイツヤングリ論文]
- (21) Was bringt uns eine Diktatur ? [論文], 1929 ; Rechtsstaat oder Diktatur ? 1929 ; Europa und der Faschismus, 1929 ; Autoritärer Liberalismus ? 1933.
- (22) M. Sattler, op. cit., SS. 12-14.
- (23) H. Heller, Staatslehre, Einleitung, S. VII, 邦訳、七頁〜八頁。
- (24) K. Mayer, op. cit., S. 307.

二 帝制期ドイツにおける国民国家論の展開とその特徴

戦後、どの敗戦国においても、戦争に対する反省が高まり、それは、一歩進んで国家の本質に対する考察にまで進ん

で、一般に、国家論の高揚が見られるのであるが、第一次大戦後のドイツもその例外ではなかった。

周知のように、一九一八年末、敗戦とそれに続く革命によって、ドイツ帝国は崩壊した。この帝国は、一八七一年ビスマルクによって創設された、ドイツにおける一つの型の「国民国家」であったので、この崩壊は、当然、ビスマルク的「国民国家」のあり方に対する反省を促がしたことは言うまでもない。こうして、ワイマール共和国期においてその高揚が見られることになる国家論は、初め「国民国家」(Nationalstaat)、ないし「人民(民族)国家」(Volksstaat)論として展開されるのである。

H・ヘラーの最初の著作『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想』(一九二二)は、こうした「国民国家」論の一つである。そのはしがきの中で、「本書は、ドイツ観念論の政治からビスマルク時代へ導く糸を指示し、それによってドイツ精神史一般、とりわけF・マイネッケのすぐれた著作『世界市民主義と国民国家』にいささかでも寄与したいと思っているが、さらに丁度ヘーゲルの時期までの政治思想の内容を類い稀れなぐらいすぐれた筆致で表現している、ギールケの『アルトジュウス論』を、極めて控え目な範囲内で、しかもまったくある一定の方向で続行することも、本書のもう一つの課題である、と思う。」と述べているように、ヘラーは、本書において、ビスマルク的「国民国家」へ導いた特殊ドイツ的政治思想の起源をヘーゲルの権力国家論に求めて、それを、特殊ドイツ的政治思想史と近代ヨーロッパ政治思想史の中で論証しようとした。その際、彼は、まず第一に、マイネッケがドイツ国民国家論の政治思想的、政治史的考察において類型化した「文化国民」(Kulturnation)と「国家国民」(Staatsnation)の定義によって、ドイツ民族の「文化国民」的段階から「国家国民」的段階への転換を惹起せしめた政治思想がヘーゲルの権力国家論であること、そしてこのヘーゲルの権力国家論をギールケの精神にそって近代ヨーロッパ政治思想史の中で位置づけ、英仏のような

国民国家をドイツにおいて確立せんとする問題意識から、ドイツを敗戦へ導いたビスマルク的「国民国家」論をヘーゲルから受けた影響の側面に照射を当ててその再検討を試図したものであった。ところで、ここで彼が、真の国民国家論の構築という問題意識から、マイネッケのドイツ国民国家論の批判的継承を志向している点は注目に値いするのである。なぜなら、ヘラーは、一九二〇年三月、SPDに入党しているが、それは同党以外に議会制民主主義をドイツに定着させる強力な政党が存在しない、という現実認識からであったが、この議会制民主主義論をドイツ的特徴を持つが、帝政期ドイツにおいて積極的に論じたものこそがマイネッケなどの左翼自由主義者達だったからである。そしてこれらの左翼自由主義者達は、共和国創立に際して、民主党を創立し、議会制民主主義の採用の点で、SPD、中央党左派と同盟していた（これら三党を通常「ワイマール連合」と称する）。したがって労働者大衆の代表的政党たるSPDのヘラーが、自由主義的知識人の代表政党たる民主党のマイネッケのドイツ国民国家論を、議会制民主主義の実現の見地から意識的に批判・継承の対象にとり上げたとするなら、そこにヘラーの強烈な民主主義的問題意識と思想的眼力の鋭さを見ることができないだろうか。

帝政期においてビスマルク的「国民国家」の問題点を鋭く析出し、イギリスの立憲君主制をモデルとする「ドイツ国民国家」の再編を主張した、最も著名な政治学者は、周知のように、M・ウェーバー (Max Weber, 1864~1920) である。そして彼の国民的権力国家論を現実政治の上で実践せんとしたのが彼の盟友F・ナウマン (Friedrich Naumann, 1860~1919) であり、さらにこのナウマンの影響を色濃く受けて、歴史学においてドイツ国民国家論を政治思想的に体系化したのがマイネッケ (Friedrich Meinecke, 1862~1954) であった。三人ともほとんど同年輩であり、また同じ自由主義的市民階級の出身者として、ビスマルク的「国民国家」の矛盾が露呈し始めた一八九〇年代に、それぞれの分野で社会

活動に入り、ビスマルク体制の矛盾をドイツ政治の議会主義化の方向で解決せんと努力し、ドイツ帝国崩壊後、直ちに民主党の創立に参加した人々であった。とりわけ、ナウマンは同党の党首として、ウェーバーは共和国内相主宰の憲法起草委員会委員として、現実政治においてもワイマール共和国の政治制度の作成に指導的役割を演じた「ワイマール共和国建国の父達」²であった。それ故に、ワイマール共和国の政治制度の大枠を作り、その運用の原理を提供したのは、他ならぬ彼らであったと言っても過言ではないのである。したがって、ヘラーが独自の国民国家論の再構成に当って、ウェーバー、ナウマンを直接に引き合いに出さなくても、彼が議会制民主主義の一層の発展という問題意識をもって、国家論を構想する場合、当然、その論理的前提にウェーバー、ナウマンの政治理論があったことは推論できよう。こうした政治思想史における系譜関係から見て、ヘラーの国民国家論の再構成論の論究に先立ってウェーバー、ナウマン、マイネッケの国民国家論の特徴をおさえて置くことが有益であろう。なぜなら、それらの背景の中ではじめて、ヘラーの所論の積極面と独自性が理解されるからである。では、まず三人の国民国家論の特徴を述べる前に、こうした主張が生まれた政治的現実から先に見よう。

一 ビスマルク的「国民国家」の問題性

一八〇六年、四〇〇有余の邦から成る神聖ローマ帝国がナポレオンによって亡ぼされた後、各邦の間の征服と統合があつて、一八一五年メッテルニッヒ指導下のヨーロッパ反動体制が生まれた時、ドイツは、オーストリー、プロイセンの二大強国を中心とする四〇余国の割拠状態に入っていた。各邦はそれぞれその領域内で絶対主義体制を確立して、程度の差こそあれ、自由主義的市民階級の政治的進出を抑えていた。しかし資本主義の進展とともに、同じ文化を持つドイツ民族の中に統一国家への志望は高まり、それは経済的にもますます強く痛感されていった。一八三四年、イギリス

工業との競争に直面して、各邦国内の関税撤廃や多様な税制の改革によるドイツ市場の統一の動きが産業界やその利益を反映していた経済官僚の間に活発となり、プロイセンの指導下に、オーストリーを除く地域のほとんど全域（この時未加入のバーデン、ナッサウは一八三六年に、ハノーヴァーは一八五四年にそれぞれが加入する）を対象とするドイツ関税同盟が成立した^③。そして同時期に始まった鉄道建設と相まって、その後、同盟領域内に国民的一体感が生み出されて、経済的統一と国民意識の形成が見られた。一八四八年二月、パリに革命が勃発し、それは、三月ウィーンへ飛び火し、ドイツの自由主義・国民主義運動を弾圧して来たメッテルニッヒの反動体制が崩壊した。同じく三月、ベルリンにも市民革命が勃発し、プロイセン国王フリードリヒ・ウィルヘルム四世は自由主義的改革を約束するほどまでに進展した。こうして英仏がすでに成し遂げていた民主主義的変革による国民国家の確立というドイツ市民階級に課された政治的課題を實現するチャンスがドイツに訪れたかのようなのであった。ところが、主として各邦から選出された自由主義的知識人から構成されたフランクフルト国民議会は、現実の権力関係の民主的変革にはまったく着手せず、連日、憲法制定をめぐる討議にあけくれ、やっと憲法を作り上げた時、体制を立て直した各邦政府の反革命的攻勢を受けて、空中分解してしまった。こうして「自由と統一」を志向した四八年革命は自由主義的市民階級の政治未成熟によって挫折してしまった。その後、特にプロイセンでは、市民階級は、政治的に後退し、その主要な活動を経済的領域に集中していった。なぜなら、この革命において、彼らの政治的敵対者に、正面の封建的ユンカーに加えて背面に労働者階級の政治的地平線への浮上が見られて、彼らの政治的課題の一つたる民主主義的変革がかえって労働者階級の政治的進出に有利な条件を作り出しはしないかという危惧の念が彼らの間に生まれて、革命失敗後、彼らは民主主義運動にはむしろ消極的になり、さらにそこから退陣していったからである。それと相まって、彼らの間に労働者階級の政治的進出に危惧する点で、資産階級

として利害を同じくする大地主層のユンカーの強い拳に期待を寄せる傾向が強まった。こうして国民の「自由と統一」というスロガンも、彼らだけの「自由」をユンカーに認めさせ、このユンカーの力による統一へと変質していった。それとともに、ドイツ統一方式として、オーストリーを含めての全ドイツ民族の統一国家樹立を志向する大ドイツ主義に代わって、プロイセン絶対主義国家における彼らだけの実質的な政策決定権への参与を可能にする自由主義的改革、具体的には三級選挙制度（所得税納税者層を三階級に分けてその納税額に比例して各階級に選挙人を配分する制限選挙制度）に基づいて選出された下院による責任内閣制を実現し、その後、このプロイセンの軍事力（その将校団はユンカーの子弟から成る）による、ドイツ関税同盟によって実現された経済的統一地域を政治的にも統一するという小ドイツ主義が有力となった。⁴⁾

一八六〇年代に入って、ドイツ経済の資本主義化は急速に進展し、革命失敗後その主力を経済活動に集中したこともあって、市民階級の経済的領域における支配力は拡大していった。彼らは強化された経済的実力を背景に小ドイツ主義の実現を目指して、一八六一年に進歩党を結成し、特にプロイセンにおいて、自由主義的改革を要求してユンカーと政治的に抗争するに至った。いわゆる「憲法紛争」（一八六二年～六六年）の発生である。⁵⁾ ユンカーのすぐれた政治指導者たるビスマルク（Otto von Bismarck, 1815～1898）は、自己の階級と敵対する市民階級の政治的課題たる統一国家樹立事業をむしろ自己のイニシアチブの下で、プロイセンの軍事力をもって実現させ、そのコロラリ⁶⁾としてプロイセン優位の統一国家の政治体制を確立することによって、歴史的に没落の危機にあるユンカーを救済しようという政治構想を持っていた。⁶⁾ 一八六二年プロイセン邦国首相に就任した彼はこの考えに基づいて、まず下院を無視して軍備増強を断行し、次いで一八六六年にドイツ統一の国際的障害となっているオーストリーと、一八七〇～七一年にフランスとの戦争

で勝利を収め、ついに一八七一年、ドイツ帝国を創設した。次に、ビスマルクはその政治構想に基づいて、まず第一に、実際は、オーストリーを除くドイツ諸邦のプロイセンによる征服・統一としてドイツ帝国を創設させたにもかかわらず、君主主義原理を貫徹させるために、^⑦帝国をプロイセン王朝を盟主とする諸邦王朝の永遠の同盟という形の連邦国家として組織した。そして各邦政府の代表者機関たる連邦参議院を設け、それに主権的権限を帰属させ、この連邦参議院のヘゲモニーをプロイセン邦国が掌握する体制を作った。^⑧さらにこのプロイセンにおいては、三級選挙制度を温存させて、資産階級のみ政策決定への参与を保障した。こうしてプロイセン君主国、とりわけその支配階級たるユンカーの全ドイツ的支配体制が確立されたが、他方全国民の普通選挙に基づく^⑨帝国議会をも設置し、市民階級一般と労働者階級の自由主義的要求にも答えた。もつともそれは、「議会を通じて議会主義を殺す」^⑩戦術の表われであった。それ故に帝国議会には一応立法権や予算協賛権が与えられてはいたものの、それは連邦参議院と共同してのみ行使することができたので、のちM・ウェーバーが批判するように、実質的に「無力な議会」にされていたのである。したがって、立法権は、実質的にプロイセン下院にあったので、M・ウェーバー、F・ナウマン、F・マイネッケなどが、真の国民国家確立の観点からプロイセン下院の選挙制度たる三級選挙制の民主化を真先に主張したことは、こうした事情からであった。

では、このビスマルク政治体制の確立に対して市民階級はどのような態度をとっただろうか。市民階級の主流たる大資本家層は、国家統一が自由主義ではなく、君主主義によって実現された冷厳な事実と、それを可能にしたビスマルクの天才的政治指導を進んで認め（一八六六年、彼らはビスマルクがプロイセン下院に提出した事後予算案（一八六二年から一八六六年までの未決の予算案）を承認し、憲法紛争は市民階級の敗北で終わる）、一八六七年、「国民自由党」を結成して以後、ビスマルク政策を積極的に支持する、彼の忠実な与党に転化した。^⑩こうして市民階級は、「国民自由党」とあくまでも自

由主義的政治改革を主張する進歩党左派とに分裂し、この進歩党左派は、その後離合集散を重ねながら、上記したように、ワイマール共和国になって民主党に結集するまで、ビスマルク的「国民国家」を批判して行くのである。

ここに見られるように、ビスマルクは、国内において、市民階級が理念的・実質的に最も関心を持っていた国民主義的理想を自己のイニシアチブの下に政治的に利用することによって、それと結びついた危険な自由主義的・民主主義的要求から王朝を守った。そして内外政において、君主主義原理を合理的、功利的に基礎づけることによって、市民階級を君主主義者に追い込んで行くことに成功した。すなわち非議会主義的君主制のみが強力な国民国家を保障するのであって、議会支配は精力的な内外政策を遂行する能力を持っていないことを、政治的实际において絶えず実証し続けることによって、市民階級の政治的権力意志を麻痺させ、彼らを従順な君主主義的勢力に変えて行くのであった。¹¹⁾

こうしてできた権威主義的君主国プロイセン優位のビスマルク的「国民国家」は、民主主義的変革による国民国家の確立という、英仏的近代国民国家のモデルから見ても多くの問題を孕んでいたことは言うまでもない。¹²⁾ まず第一に、自由主義的、民主主義的変革を伴わなかった当然の帰結として、統一国家において民主権の原理の代わりに、君主主義の原理が貫徹し、しかもそれが国家統一の有効な原理として受容されて、プロイセン君主国¹³⁾帝国の保全こそ、国民主義の課題そのものであるというように、国民主義概念の変質がもたらされた。こうした国家主義に歪曲化された国民主義が正当化原理として確立されるにつれて、現実政治面では、国民の自由が抑圧され、半封建的なユンカーの手中に政治権力が依然として掌握されたままの、偽似立憲主義的「官府国家」(Obrigkeitsstaat)の強化が進められていった。そのため、ドイツ経済の全面的工業化の進行とともに、農業利益を代表するユンカーの経済的地盤沈下が一層激しくなればなるほど、ユンカーは政治権力を用いて、「国民国家」保全の美名の下に彼らの階級利益を確保することができた

め、工業化に比例して政治の反動化はますます強まってくるといふ、ドイツ政治の反国民国家的特徴が政治体制のメカニズムとして定着した。第二に、国家統一が苛烈なヨーロッパ列強間の権力闘争の中で「鉄血政策」によって成就されたことで、統一を保持するためにも、ドイツ帝国の権力国家としてのより一層の強化が政治の論理としても要請され、この論理のコロラリーとして、国民の「自由」は、外政的にドイツ帝国の「自由」が確保される限り、実現されるものである、という「国民の自由」の「国家の自由」へのすり替えが行なわれていった。その結果、ドイツを権力国家として強化させ、世界強国に作り上げることによって、ドイツ国民の「自由」はより良く確保されるのだという、内政に対する外政優位の原則が確立された。こうした思想を最も徹底した形で主張したのが、「講壇のビスマルク」といわれたトライチュケ (Heinrich von Treitschke, 1834~96) であつた。¹⁴ 彼は、学問、とりわけ歴史学をもって、プロイセンによるドイツ統一国家樹立運動に参加し、ドイツ帝国創立後、国家主義、排外的民族主義、帝国主義、侵略主義、軍国主義、武断主義をドイツ国民に鼓吹したビスマルク体制の戦闘的なイデオログである(このトライチュケと同傾向のジーベル、ドロイゼンなどの歴史学者達は、歴史学において「プロイセン学派」と称される)。¹⁵

さて、一八九〇年ビスマルクの退陣とともに、新帝ウィルヘルム二世(一八八八年就任)の親政が始まった。それは、単なる政治指導者の交替以上の重大な意味をドイツ政治に対して持っていた。一八七三年に始まった世界的大不況を契機に自由貿易から保護貿易への経済政策の転換が不可避的となつたが、それは、ビスマルク体制支持勢力の再編なしには、不可能であつた。なぜなら、国民自由党左派が自由貿易を固執したからである。ビスマルクは、帝国創立とともに市民階級の経済的要求にこたへて、社会・経済的領域において上からの自由主義的改革を遂行していたが、その一環として反資本主義的傾向を持つカトリック教の影響からのドイツ帝国内住民の解放とそのドイツ帝国臣民化政策、いわゆる

「文化闘争」を展開していた。これに対して、右は大地主、大資本家層、高位聖職者、左は労働者階級に至るまでのカトリック人口は、中央党の指導の下に結集し、主としてカトリック教徒の多い西南ドイツにおいてその勢力を拡大していた。¹⁶この中央党の他に、反ビスマルク的勢力として、さらに二つの社会主義的労働者政党があった。一八六三年小ドイツ主義者で、ヘーゲルの国家論の信奉者であったF・ラッサール (Ferdinand Lassalle, 1825~1864) の指導下に成立した全ドイツ労働者協会と、マルクス、エンゲルスの影響下に、一八六九年に結成された社会民主労働者党である。¹⁷帝国創立とともに、プロイセン軍国主義の一層の強化、一八七三年の経済不況、プロイセン邦国における労働者階級の政治的進出に反対する点で利害を同じくするユンカーと大資本家層との結びつきの強化——その帰結として、労働者運動に対するプロイセン邦国の強権的姿勢の強化——などに触発されて、両党は、一八七五年合同し、SPDが成立することになった。同党は、ドイツ帝国の「人民国家」(Volkstaat) への変革を要求して、合同後、労働者階級の間急速にその勢力を拡大していった。¹⁸もし左翼自由主義勢力、SPD、中央党左派、それに国民自由党左派が結集したなら、ドイツ政治の議会主義化は不可能とはいえない政治状況が生まれたかも知れなかった。したがって、これは、正しくビスマルク体制の危機であったことはいふまでもない。ビスマルクは、一八七八年から九年にかけて、保護関税法、中央党の体制化、社会主義者鎮圧法で、この危機を乗り切った。まず重工業を代表する国民自由党右派とユンカーの経済的利益を保護関税法で守り、これをてこに両勢力の政治同盟を強化させた。第二に、中央党右派の大地主や大資本家層の利益を保護関税法の制定に際して反映させ、さらに帝国財政改革に際しても同党の要求に歩み寄って、同党を親ビスマルク勢力に変えた。第三に、国民自由党左派より左の一切の政治勢力を抑えるために、自由主義勢力に代わって市民階級が未完に残した民主主義的変革を要求して急速にその勢力を拡大させ始めていたSPDを弾圧する社会主義者鎮圧法を施

行した¹⁹。その際、ビスマルクは、市民階級を政治的に去勢化するに当ってその経済的利益を一応保証して、自己に従順な勢力に変えたと同じように、労働者階級の政治的去勢化をはかった社会主義者鎮圧法の制定に当っても、それとリンクする社会政策を実施して、彼らを帝国に忠実な臣民に変える、いわゆるアメとムチの政策をとった²⁰。

しかし、一八九〇年三月、帝国議会選挙で、SPDは弾圧法の十二年間に抑えられるどころか、かえって得票数において三倍増、議席数において四倍増する大きな躍進を遂げていた。これは、ビスマルクの政策の失敗を象徴するものであった。折りしも一八九〇年を境に、ドイツ経済の産業資本主義段階から高度資本主義段階への移行が本格化していた。ドイツは完全に工業国に変貌し、都市化傾向と相まって、その社会・経済の様相は一変していた。エンカーの強い拳に守られて、国内市場の需要をはるかに越える生産体制を確立し、経済的領域におけるヘゲモニーを完全に掌握した大資本家層は、ヨーロッパの勢力均衡政策にもっぱら専念するビスマルクの消極外交に批判的となり、すでに一八八〇年代末から、海外膨張政策を要求し、帝国主義的「世界政策」を主張するウィルヘルム二世に期待を寄せるようになっていた。そればかりか、社会政策の充実によって労働者階級をSPDの影響から引き離す政策の継続には賛成であるが、SPDの急進化（十二年間の弾圧下で、同党は、従来党内で支配的であった改良主義的ラッサール主義を清算し、それと併行してK・カウツキーが解釈した経済決定論的な「マルクス主義」を受容して、社会主義者鎮圧法が撤廃された一八九〇年には急進的社会主義政党へと変容を遂げていた。それを象徴する「エルフルト綱領」を一八九一年党大会において採択した²¹）に象徴されるような、労働者階級の反体制化傾向を助成する要因ともなっている労働者階級に対する強権的姿勢に反対する勢力が大資本家層の一部に有力となっていた。こうして、一八九〇年から一九〇二年にかけて、大資本家層の主導下に内外政的にドイツ政治の再編成が行なわれるが、それはジグザグなコースをとって進められていった。なぜなら、大資本家層の要

求する経済政策は、農業利益を犠牲にせざるを得なかったので、政治権力を掌握しているユンカーの抵抗にあったからである。こうして支配勢力間における政治的指導権をめぐる抗争が始まり、労働者階級に対する政策の面から見ても、強硬派と穏健派の意見の対立で、社会政策の強化が実行されたかと思うと、時には強硬派が優勢となって一九〇〇年まで、小「社会主義者鎮圧法」制定の動きが何回も繰り返えされた。しかし強硬派は、一層SPDの躍進を助ける結果しかもたらさなかった。外政面でも、ドイツの「日の当る場所」を求めての世界再分割を要求する「世界政策」も、イギリスとの協調によって実現しようとする穏健派と、イギリスと対抗して実現しようとする強硬派の対立で、結局、後者が優勢となり、イギリスとの対立が激化し、ドイツの外交的孤立はますます深まっていった。²²このユンカーと大資本家層の政治指導権をめぐる抗争は、一八九八年〜一九〇二年にかけて成立した「結集政策」によって、支配ブロック内におけるユンカーに対する大資本家層の政治指導権の確立で結着がみられる。すなわち、イギリスとの対立が公然化するとともに、イギリス海軍に対抗する艦隊建設の要求が重工業資本を中核とする大資本家層と軍部を支えるユンカーの間に高まり、両者の間に艦隊建設の点で合意が生まれ、これを契機に両者の抗争を解消し、両勢力の再結集が企てられたのである。リーダーシップをとった大資本家層は、まず第一に、対外危機を醸成して、艦隊建設の必要性を国民に宣伝することによって、国内の世論を国家主義的、排外的・対外膨張的方向に組織化し（一八九一年結成された「汎ドイツ連盟」²³は、この時期ばかりでなく、その後、国民の世論を排外的・対外膨張的方向に動員するために設置されたドイツ植民地協会、ドイツ艦隊協会などの「一種の参謀本部」の役割を果たす²⁴）、第二に、艦隊建造によって、帝国主義的対外膨張のための軍事的手段を確保し、第三に、艦隊建造の財源調達方式として、農業関税引き上げを伴う高保護関税政策をとって、大資本家層とユンカーの経済的利害の対立と抗争を妥協的に解消させる契機にして、再結集した両勢力の労働者階級に対する独

裁体制を確立し、これによって国際的権力闘争に乗り出す国内政治体制の再編成を企てたのだった。これがいわゆる「結集政策」である。²⁵

ところが、これまで反国民的政策を一貫してとって来た与党のユンカーの両保守党と国民自由党の三党のいわゆるカールテル政党は、選挙毎に得票数、議席数を失なうて、帝国議会においてすでに与党だけで「結集政策」を実行できる体制にはなかった。ここに、中央党、左翼自由主義諸政党の支持を得る必要性が生じたことは言うまでもない。これらの勢力は、「結集政策」の帝国主義的側面については支持を惜しまないが（外政優位の原則の貫徹！）、内政面では「結集政策」が持つ労働者階級に対する強権的姿勢には反対で、むしろドイツ帝国が対外的に強大な権力を発揚できるためには、国内政治体制の自由主義的改革が必要である、と主張した。この主張に大資本家層の穏健派（国民自由党左派）も同調したため、一九〇二年、「結集政策」の実現に際して、内政面では労働者階級に対する強権的姿勢の放棄と社会政策の続行がともに行なわれることになった。²⁶ こうしてSPDに対する強権的抑圧政策がもはや実行できなくなった以上、SPDの体制化に期待する他なかった。そしてその期待は叶えられるのである。

社会政策の実施や、一八九〇年代中頃以降の好景気によって労働者階級の労働条件と生活条件の改善がもたらされるにつれて、SPD内に改良主義勢力が台頭し始めていたが、帝政国家もこれら勢力の上昇を援護する政策をとり始めた。そして一九〇六年から十二年にかけてSPDは革命戦略として議会主義を確定し、党組織を得票指向型の大衆組織政党に改造し始めた。丁度この時期は指導者の世代交替期と重なり合っていたため、「護民官」的社會主義者A・ペーベルに代わって改良主義的党官僚出身のエーベルト（Friedrich Ebert, 1871～1925）が同党の大衆組織政党への改組のリーダーシップをとることになり、一九一二年以降党指導権を掌握した。一九一四年八月四日、戦時公債案に対するSPDの賛

成投票で、同党の体制政党への変容は内外に知れ渡るのである。一九一二年、第一次大戦前の最後の帝国議会選挙で、SPDは全得票数の約三分の一の四二五万票を獲得し、国会第一党(総議席数三九七の中一一〇議席)へと躍進を遂げた。²⁷

こうした事実をふまえるなら、左翼自由主義者の観点から見て、このSPDの体制化とその国民主義化が真の国民国家確立における重要な契機としてクローズアップされるのは当然といえよう。つまり、左翼自由主義者達は、より広い国民的基盤の上に立って帝国主義政策を遂行すべきであるという見地から、国内における自由主義的政治改革(諸邦国の制限選挙制度、とりわけプロイセンの三級選挙制度の民主的改革)、社会政策の充実によって、労働者階級を「マルクス主義的」社会主義政党たるSPDから引き離し、かくして国民化した労働者階級と市民階級との同盟を土台にして、内からプロイセン的「国民国家」をドイツ的国民国家に改革すべきである、と主張したのであった。²⁸ こうした考えを持つ「帝国主義的自由主義」者達の諸政党は、一九一〇年合同し、「進歩人民党」が誕生したが、同党は、一九一八年末、上記したように、国民自由党左派の一部と合同して民主党に発展するのである。

言うまでもなく、これからとり上げる、M・ウェーバー、F・ナウマン、F・マイネッケなどは、こうした左翼自由主義勢力の代表的イデオログであった。

(1) H. Heller, *Hegel und der nationale Machtstaatsgedanke in Deutschland*, 1921, S. VI.

(2) W. Struve, *Elites against Democracy. Leadership ideals in bourgeois political thought in Germany, 1890-1930*, 1973, pp. 115-116.

- (3) J. H. Clapham, *Economic Development of France & Germany 1815-1914*, 4 ed., 1966, pp. 96-101. 林 達監訳『フランス・ドイツの経済発展一八一五—一九一四年』上、学文社、昭和四七年、一一〇頁—一一六頁。
- (4) H. Grebing, *Geschichte der deutschen Parteien*, 1962, SS.10-16.
- (5) *Ibid.*, SS.17-18; W. Tormin, *Geschichte der deutschen Parteien seit 1848*, 3. Aufl., 1968, S.52 ff. プロイセン憲法紛争期から帝国創立期までのドイツ市民階級とユンカーとの対立抗争の政治過程に関するすぐれた研究として、望田幸男『近代ドイツの政治構造』、ミネルヴァ書房、昭和四七年、がある。
- (6) 戦前・戦後にかけてビスマルクの伝記や研究書が数多く現われているが、その中で、彼の政治思想の研究として、G. A. Rein, *Die Revolution in der Politik Bismarcks*, 1957. と、彼を中心に同時代の政治史をまとめた O. Pflanze, *Bismarck and the Development of Germany. The Period of Unification 1815-1871*, 1963. が注目に値する。
- (7) F. Neumann, *The Democratic and the Authoritarian State*, 1957. p. 220. 山田晟『ドイツ近代憲法史』、東京大学出版会、一九六三年、五二頁—五四頁。
- (8) E. Eyck, *Bismarck and the German Empire*, 1958, p.143.
- (9) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Band IV: *Struktur und Krisen des Kaiserreichs*, 1969, S.131 f.
- (10) *Ibid.*, SS. 64-65; W. Tormin, *op. cit.*, SS.56-59; H. Grebing, *op. cit.*, SS.21-22.
- (11) H. Heller, *Die politische Ideenkreise der Gegenwart*, 1926, SS.39-40.
- (12) 第二次大戦後においてビスマルク問題に関して発表されたすぐれた諸論文は、現在、ガル (Lothar Gall) 編集の *Das Lothar Gall*・ヘラーにおけるドイツ国民国家論再構成の試図 (一) (安)

Bismarck-Problem in der Geschichtsschreibung nach 1945, 1971 に収められている。

- (13) G・P・グーチ著、林健太郎、林孝子共訳『近代史学史』上、吉川弘文館、昭和三〇年、二二三頁。
- (14) トライチュケの政治思想を知るには、H. Kohn, "Introduction to the Harbinger Edition" in: Politics by H. v. Treitschke (Abridged, edited by H. Kohn), 1963. が便利である。彼の国家論については、O. Westphal, Der Staatsbegriff Heinrich von Treitschkes, in: P. Wentzcke (hrsg.), Deutscher Staat und Deutsche Parteien. Beiträge zur deutscher Partei- und Ideengeschichte, 1922, SS.150-200, 参照。なお戦後日本におけるトライチュケ研究として、大内宏一氏の「トライチュケ論の変遷について」(『史評』第六号、一九七一年)、「トライチュケと宗教」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第一八号、一九七二年)、「ユニタリズムからライヒヘートライチュケとドイツ国家」(『史学雑誌』第八三編第四号、昭和四九年)などがある。
- (15) G・P・グーチ、前掲訳書、第八章。
- (16) E. R. Huber, op. cit., S.52 ff.; W. Tormin, op. cit., SS.64-65.
- (17) 安 世舟『ドイツ社会民主党史序説——創立からワイマール共和国成立期まで』、御茶の水書房、一九七三年、九頁〜一四頁、一八頁〜二六頁。
- (18) 前掲書、三五頁〜四二頁。
- (19) 前掲書、四五頁〜五〇頁。
- (20) K. E. Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarchs Sturz, 1957, S.21. 鎌田武治訳『ビスマルク後の国家と社会政策』、法政大学出版局、一九七三年、二九頁。

- (21) 安 世舟、前掲書、八三頁〜八八頁。
- (22) 同前書、九九頁〜一〇七頁。
- (23) Vgl., A. Kruck, *Geschichte des Alldeutschen Verbandes 1890-1939*, 1954; M. Wertheimer, *The Pan-German League 1890-1914*, 1924.
- (24) K. S. Pinson, *Modern Germany. Its History and Civilization*, 1954, p. 310.
- (25) 大野英二『ドイツ資本主義論』、未来社、一九六五年、二七頁、三八六頁〜三八八頁、同『ドイツ金融資本成立史論』、有斐閣、昭和三十一年、一九五頁、二二三頁、二三三頁、二五四頁〜二五六頁。
- (26) 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』、二三三頁〜二三六頁。
- (27) 参照、安 世舟、前掲書、第二編第二章と第四章。
- (28) H. Grebing, *op. cit.*, SS.34-39.

二 M・ウェーバーの国民的権力国家論

M・ウェーバーは、その少年から青年に至る人格形成期に、当時プロイセン邦議会の国民自由党代議士であった父⁽¹⁾所に訪れる同党の歴代党首ベニヒゼン、ミクヴェル（「結果政策」の主唱者）や、「プロイセン学派」の歴史学者ジーベル、トライチュケなど、ビスマルクと協力してドイツ帝国を創設した国民自由党の指導的政治家や学者達の会話からビスマルク的「国民国家」を至上視する国家主義の理念を受け継いだ⁽²⁾。他方、両親の元から離れて送った大学生時代、彼は、伯父で、著名な歴史学者ヘルマン・バウムガルテン（Hermann Baumgarten）家に入り、伯父からビスマルク的「国

「民国家」の問題点を感じていったようである。H・バウムガルテンは、国民自由党の多数派がドイツ帝国創立後その現状に満足し、その自由主義的政治改革理念を捨て去ったのに反して、帝国創立後もその理念を持ち続けた人で、一八八〇年代に入って、ビスマルク帝国の「官府国家」としての完成とともに、それがますます反「国民国家」の様相を色濃くするにつれて、その厳しい批判者となり、とりわけ、普通選挙制度を権力政治の道具として用いるビスマルクのケールのデマゴギーや、帝国創立後茫洋として拡がっていったビスマルク崇拜熱、それと裏腹に根づいていった国民の臣民根性や政治的判断力の低下などに見られる、ドイツ国民の政治的未成熟を人一倍慨嘆していた^③。ウェーバーはこの伯父との交流から、両親の家で身につけた「国民自由主義」の理念の一面性から脱却して、ビスマルク的「国民国家」の問題性に開眼し、それを批判するに至ったのである^④。こうした両親の家とH・バウムガルテン家から受け継いだドイツ国民自由主義の左右の精神的核がウェーバーの中で再び新しい次元において核融合反応を起こして、彼の国民的権力国家論の骨格が形づくられて行くのである。

一八八八年、青年ウェーバーは、大学教員資格をとるためにローマ農業史の諸研究のかたわら、社会政策学会に入会し、ビスマルク帝国が直面している最大の内政課題たる社会問題に関心を向けた。一八七二年創立のこの学会は、ドイツの急速な資本主義化によって惹起された社会・経済的諸矛盾を、「分配的正義」の観点から国家の介入によって解決をはかろうとする、社会政策学者の集まりであった。一八八四年以後、東プロイセンのユンカー大土地経営においてドイツ人農業労働者の離村と西部工業地帯への移住と相まって、ポーランド人季節労働者の流入現象が起り、大きな社会問題となっていたが、同学会は、一八九一年、ドイツ人農業労働者を土地に定着させ、ポーランド人の移民を防止するための適切な立法措置を政府に建議するために、その資料とする実態調査に着手した^⑤。ウェーバーは、農業問題専門家

としてこの調査に参加し、その過程で、ビスマルク的「国民国家」の問題性をユンカーの大土地経営において実証的に確認して行くのである。

彼は、資本主義的生産方法のユンカー大土地経営への拡大によって、ユンカーと半農奴的な農業労働者間の封建的家父長的關係が弛緩し、その結果、この關係から解放されたいという農業労働者の自由への衝動が高まって、人口流出現象が起こっていること、次にユンカーは、こうした流出をくい止めることのできる社会・経済的生活条件をドイツ人農業労働者に与えてやる経済的状况にない上に、一八七〇年代半ばから始まった交通革命によって海外農産物との激しい競争という経済的圧力の下にあって、不足した農業労働者の代わりとして、低賃金のポーランド人季節労働者の採用を行なっているために、毎年、ポーランド人労働者の流入増大という現象が起こっていることを、実態調査から確認した。ウェーバーは、この現象が第一に、経済的に没落しつつあるユンカーの経済的利害關心によって引き起こされていること、第二に、それに加えて、このユンカー大土地経営における低下した社会・経済的生活条件に対する適応において、心理上、肉体上の人種的資質の相違が違った適応をもたらしていること、つまり、「文化の低い」ポーランド人の方が劣悪な生活条件に対する適応において優っている、という一種の淘汰過程が見られること、したがってそのために、国民国家としてのドイツ帝国そのものの存在が危機に陥る可能性のあることを認識した。こうして、彼はこの実態調査の分析から当時の多くの人々にとって過激とも思われる結論を引き出し、次のような政策提言を行なった。(一)東部国境の閉鎖、(二)ポーランド人移民入国禁止、(三)東部の大領地の中、経営不安定なもの有償国有化とその内地植民化、である⁶⁾。この政策提言においてウェーバーを動かした価値規準は、「人種的に同質的な単位としてのドイツ国民国家」の保持であって、そのために東部における農業生産の経済的に効果的な拡大の原則は犠牲にされても良いという考えであった⁷⁾。

すでにこの主張においてその骨格を明らかに示したウェーバーの国民的権力国家論は、さらにナショナリストとしての彼の名を一躍全国に鳴り響かせることになった、一八九五年の彼の有名なフライブルク大学教授就任講演『国民国家と経済政策』において次のように明確な形で展開されるのであった。

まず、この講演の冒頭で、ウェーバーは、東部の農業労働者の状態についての実態分析の結果に基づいて、上述したような、「国民主義的な価値判断」⁸からそれに対処する政策提言を行なった後、そのような結論に到達せざるを得なかつた彼の社会に関する現実認識を次のように述べている。「『平和』の仮象の下においても、諸民族の経済闘争は容赦なく行なわれています。……深刻かつ厳粛な人口問題ひとつをとり上げてみても、われわれは……未来の胎内に平和と人間の幸福が宿されていると妄想することもできませんし、また人間と人間との苛酷な闘争を経ることなしに、何か他の方法によって、この世の権力的支配圏をわがものにすることができるだろうかとは到底信じられないのです。」⁹ではこのような諸民族間の「永遠の闘争」において、われわれが守り抜こうとするもの、そして子孫に伝えようとするものは何だろうか。それは、「平和や人間の幸福ではなくて」、「未来の人々がわれわれの特質を見て、それこそ自分たちの祖先の特質だと認める」ところの「われわれの国民的な特質」¹⁰である。

このように、ウェーバーの社会的現実の認識には、社会ダーウィン主義の影響が色濃くにじみ出ており、さらにやや洗練されているとはいえ、ドイツの国民文化についての人種論的解釈も影を落としてことが伺える。もつとも、ウェーバーはその後一八九八年から精神的疾患に苦しみ、一九〇四年ようやく回復して病後療養をかねたアメリカ旅行で人種問題の深刻さをつぶさに観察した後、こうした類の人種論的観念から自らを脱皮させ、さらに人種論的ナショナリズムに対して決然と戦っていったことを付記しておこう。¹¹とはいえ、彼はこの時点で到達した社会認識、つまり社会的生

は、本質的に「人間に対する人間の闘争」であり、この闘争は資本主義によって創出された社会・経済的条件によって一層激しく、かく激化している、という認識を生涯を通して持ち続けるのである。こうした基本的認識から、彼の価値観、国家観は、当然、権力概念を基礎とするものとならざるを得ず、したがって、彼の属する社会政策学会の価値観、国家観を拒否するに至るのである。まず価値観について見ると、ウェーバーは、同学会の指導的理念たる「分配的正義」に対して、次のように国民国家の「究極的な価値規準」としての「国家理性」(Statistison)を主張した。「われわれは子孫のために歴史に対して責任を負っていますが、その際、一番肝心な点は、どのような種類の経済組織を彼らに伝えるか、ということではなくて、地球上でどれほどの権力的支配圏をかちとって、彼らに遺してやれるかということですが、経済的な発展過程というものもまた、つきつめれば権力闘争です。経済的な発展過程が問題になる場合に、最終的な決定権を持つものは、国民の権力的利害関心マブトインテレッセでありまして、国民の経済政策はそれに仕えねばなりません。経済政策に関する科学は、政治的な科学です。この科学は政治の侍女です。しかしたまたまその時々支配権を握っている独裁者や階級が行なう当面の政策に仕えるのではなく、国民の永続的な権力的利害関心に仕える侍女です。」と。次に、国家観について社会政策学会の奉ずる有機体的国家論に対して次のような国民的権力国家論を対置させた。「国民国家とは、何か漠然としたもので、その本質を神秘的なくらがりの中に隠せば隠すほど、それだけますます尊いものになるものだと、思っている人が世間にいますが、われわれにとっては、国民国家とはそのようなものではなく、国民の世俗的な権力組織であります。」¹⁴⁾と。

このように、ウェーバーは、世界史がレーニンのいわゆる帝国主義的段階に到達した冷厳なる事実を基本的にふまえて、イデオロギ的なさまざまな正当化の奥底に潜む一つの具体的事実として、国際政治の主体があくまで、権力国

家に組織された国民であることを析出した¹⁵。では、彼の政治理論のキー概念に位置づけられている「国民」(Nation)の概念とはどういふものなのだろうか。

人種、民族、国民の問題について、ウェーバーは、その遺著『経済と社会』¹⁶ 第二部第四章「人種の共同体関係」、第二部第八章第五項「国民」——残念ながらこの項は未完に終わっている——、およびドイツ社会学会第一回大会(一九一〇年)と第二回大会(一九二二年)の各報告において論究している¹⁷。それらによると、ウェーバーは、三つの概念を各々次のように定義して区別している。まず人種についてみると、それは、「実際に血縁の共通性を基礎にして、遺伝された、または遺伝される筈の素質を持っていること」、つまり「人類学的な共通性」という純粹に客観的な基準によって同一のものとして分類される人々である¹⁸。次にこうした「血のつながり」が主観的に信じられて一つの共同体意識をもって集団を形成している場合、それを「人種的集団」という¹⁹。こうした「人種的集団」が(一)生まれつきの素質(とくに容姿)、(2)伝統的な「習俗」、(3)言語、(4)宗教、(5)政治的事情などの共有によって他の「人種的集団」とは違う「感情の共通性」を自覚的に形成していった場合、民族(Volk)について語ることができる²⁰、という。したがって、言語、文化、政治的記憶という客観的条件の共通性を基礎にして一つの民族意識(Volkgeist)という主観的確信が育くまれ、それはそれで民族の客観的条件の共通性を促進していく。次に、この民族と「国民」との関係であるが、ウェーバーは民族すなわち国民とはみなさないのである。まず彼は、「言語共同体」が国民の「通常的基础」であることを認めるが、「国民感情」にとって「言語共同体」だけでは充分ではない²¹、と考える。その例としてドイツ系アルザス人の例をあげる。彼らは人種的にドイツ人であり、ドイツ語を語りながら、一方では「封建制からの解放」という政治的記憶、他方では「文化財」の点で「フランス人との共同性感情」を土台に、「フランス『国民』」の構成員と感じていたし、いまなお大部分は感じて

いる」からである。またアルザス人とは逆に、カナダ、スイスのように、「言語の共通性」がないところでも「国民」が存在しうるので、国民は言語共同体そのものとは言えない⁽²²⁾。また国民はカナダ、スイスに見られるように「血縁共同体」でもない⁽²³⁾とすれば、各国民に共通するものをまとめてみると、それは共通の習俗、社会構造、思考様式、価値観、伝統などの文化の共同性が析出される。しかしこの文化の共同性の存在のみでは、未だ国民にはならない。なぜなら「特定の人間集団が、他の人間集団に対して、特殊な連帯感情を期待することができる」場合、こうした連帯感が文化共同体と共存しうる自主的な政治制度において表現されるか、あるいはそれへの要求を生み出している所にはじめて国民が存在するからである⁽²⁴⁾、と主張する。このように、ウェーバーにおいて民族と国民を決定的に区別する契機は政治的なものである。すなわち「共同の政治的運命、生死をかけての共同の政治的闘争」が、ある人間集団を国民に作り上げてゆくるのである。したがって、人種的、言語的、宗教的、文化的共同性という主観的確信は副次的意味を持つものであって、国民感情ないし国民意識の成立とその存続にとって決定的に重要なことは、自国の権力政治的運命への自覚的な参与とということになるのである⁽²⁵⁾。

こうしたウェーバーの国民概念から、彼自身の「国民的権力国家」概念を見ると、両者は同じ事柄の二つの側面であることが明らかになる。それは『経済と社会』の「人種的共同体」における、次のようなウェーバーの国民の定義において明確に示されているのである。「繰り返し、われわれは、『国民』の概念〔規定〕に際して、政治的「権力」との関係を描いて来た。したがって明らかに、「国民的」(national)とは——一般に何か一様なものを指す場合だが——言語、宗教、習俗、あるいは運命の共同体によって結合されたある人間集団において、すでに存在するかあるいは欲求されている、彼ら自身の政治的権力組織体(politische Machtgebildeorganisation)の観念と結びつく、特殊な種類のパトスを指す。しかも「こ

のバトスは「権力」が強調されればされるほど、ますます「国民と国家との結びつきは一体化するまで」特殊化される。²⁶このウェーバーの国民概念を当時のヨーロッパの国際政治的布置の中でみると、強力な権力国家のみが国民を作り出し、逆に国民たるためには、強力な権力国家に組織されねばならないということになるのである。言いかえるならば、「国家はその権力によって国民的共同体の連帯的感情を動力化する限りにおいてのみ生き延びることができる。国民は国家の権力から受ける保護によって、その固有のアイデンティティたる「文化」(Kultur)をもつばら保持することができる。」というように、国家と国民は、ベースム(D. Betham)が解釈するように、根本的に別の範疇に属しながらも、相関関係にある点が、ウェーバーの国民国家概念の本質である。²⁷

以上のウェーバーの国民概念を媒介にして、上述の『国民国家と経済政策』の主張は次のように解釈されることができよう。資本主義的経済発展の過程は権力国家に組織された国民的アイデンティティにとって最大の脅威となって現象しているので、経済問題の処理においても、その究極の価値規準として「国家理性」の観点に立つて行動すべきである、というように、経済に対する政治の優位性の主張、としてである。

こうしたウェーバーの主張に立つ場合、資本主義の発展によって経済的利害関心がますます人間の社会的行動様式の強力な動機づけとなればなるほど、国民国家を保持するための政治的リーダーシップを発揮する政治勢力の存在が当然クローズアップされて来ざるを得まい。言うまでもなく、ウェーバーは上記の『国民国家と経済政策』の後半部に、この問題を提起しているのである。彼は、ある階級が経済に対する政治の優位性の原則に基づいて行動することができる場合、その階級は政治的に成熟しているとみなす。彼は、永眠する一年前の講演『職業としての政治』(一九一九年)の中で、政治家を、政治によって生きる人、つまり政治を「継続的な収入源にしよう」とする人と、政治のために生きる

人、つまり政治を「天職」とする人、との二種類に分けているが、後者の人々が「身分」または「階級」として組織されているような国家を政治の論理から見て理想とみなしていた。²⁸⁾ 彼は、こうした「政治的貴族階級」ははたしてドイツに存在するだろうか、と生涯自問し、そしてその創出方法に彼の晩年の政治論究の大半が注がれて行くのである。さて彼は、『国民国家と経済政策』では、ユンカーをこの「政治的貴族階級」の観点からまず俎上にのぼせる。「ユンカーの政治的本能の力は、国家の権力的利害関係のために役立つことのできた色々な基本財産もとでの中で、その最も強力なもの一つであったのです。」²⁹⁾と、一八七一年ドイツ帝国創立に際してユンカーの果たした政治的役割を一応評価する。しかし一八九〇年代に至って、「ユンカは自己の任務を果たし終えて生きるか死ぬかの経済闘争のうず巻の中にいます。」³⁰⁾したがって彼らは「政治的貴族階級」としての使命は終わったとみなされる。そしてユンカの政治的業績をビスマルクの仕事の中に歴史的に回顧して、ユンカに代わる次の政治的指導階級への課題を次のように提起する。「四半世紀の間、ドイツの頂点には、ユンカーの最後にして最大の人物が立っていました。政治家としての彼の生涯は比類なく偉大でしたが、その偉大さの影には、つねに悲劇性がつきまといまいました。今日でも、多くの人はこの悲劇性に気づいていません。しかし、おそらく将来の人たちは、この悲劇性が次の点にあることを知るでしょう。それは彼の手に成った作品、すなわち彼が統一させた国民そのものが彼の手元で徐々にではあるが押しとどめられぬ勢をもって、その経済的構造を変えていって、まるで違った国民になってしまったこと、そしてこの新しい国民は、彼がかつての日に与えることができたし、また彼のケージナル的本性が適合できたような秩序とは違った秩序を求めずにいられなくなったことでもあります。結局において、まさしくこのことが原因となって、彼の畢生の作品にひびがはいったのです。なぜなら、この畢生の作品は、外的にだけでなくして内的にも、国民を統一させるべきものであったのに、われわれ誰もがよく知っている通り、国

民の内的統一はついに達成されていないからです。それは、彼の用いる手段をもってしては、できなかったのです。⁽³²⁾ どのようにウェーバーはビスマルク的「国民国家」がドイツ民族をドイツ帝国という権力国家に組織することによって外的に「国民」にした点を評価しながらも、国民を内的に統一させ得なかったことの、しかもビスマルクの方法ではでき得なかったことの悲劇性を析出して、ドイツ経済の高度資本主義段階への移行に伴う社会経済構造の変化によって惹起された新しい階級関係に則して、内からビスマルク的「国民国家」を真の国民国家に改造すべきである、という政治改革を提起したのだった。では、ウェーバーはこの政治改革の実現をどの階級に期待したのだろうか。自ら「階級意識をもったブルジョアジー」⁽³³⁾と称するウェーバーにとって、それは言うまでもなく、市民階級であったことは論を待たずもない。ところで、市民階級は、ウェーバーが期待する政治改革を実行しうるほど政治的に成熟していたであろうか。彼もこの問題に対して自問し、否と答える。その原因を、彼は、市民階級の「非政治的な過去」⁽³⁴⁾に求める。市民階級は、一八四八年の革命失敗後、「権力への意志」を喪失し、さらに国民統一国家の樹立という彼らの歴史的課題を彼らが克服すべき筈のユンカーの政治権力によって成就されたことを恥とせず、むしろそれに満足し、ユンカーに政治的に追従する「政治的エビゴーン」となり下っている。したがって、彼は、全体としての市民階級が当時のドイツにおいて政治的に指導し得る能力を身につけている、とはみなさなかつた。そして「ブルジョアジーの一員」として「遅きに失するきらいがないではないが」、市民階級の「政治的教育という事業の遅れを取り戻すこと」が「現下の厳粛な問題」である、という危機感を吐露する⁽³⁵⁾。

このように、市民階級が当時なお政治改革を実行しうる階級でないのなら、他にこうした任務を遂行しうる階級があるのだろうか。彼は労働者階級に目を転じる。「自分こそブルジョアジーの理想を継ぐものであると、誇らしげに名乗り

でている」プロレタリアートの「最上層部は経済的に有産者階級が利己主義的な立場からしぶ々認めるような程度をはるかに越える成長ぶりを示している。」しかし「政治的には」この階級の「指導権をひとり占めしようと企んでいる一派のジャーナリスト達——彼らはブルジョア階級から落伍したブルジョワなのであるが——は……〔フランス革命時代の〕国民公会の人々の精神的後裔だと思っっているが……、自分自分でそう思っっているほどには危険な存在ではなく、はるかに無害です。国民公会の議場を風靡した、あの反抗的な実行力のひらめきが彼らの中には見当りませんし、同じく国民公会の議場に充ちていた強烈な国民的情熱の息吹きなどというものは勿論、少しもないのです。彼らはみすぼらしい政治的職人にすぎません。彼らには政治的指導という使命を帯びた階級につきものの偉大な権力本能が欠けています。³⁶」このように、労働者階級も「偉大な政治的未來の担い手」になるほど政治的に成熟していかないことを確認したウェーバーは、さらに多くの市民階級がSPDの躍進に驚怖し、その抑圧と「隔離」に大膽な現状を批判して、危険はSPDの躍進をもたらしている「被支配者層の経済状態」にあるのではなく、現在の労働者運動に政治的感覚が欠如しているところにこそある点を指摘し、「もし幸いにして、政治的感覚を身につけた『労働貴族層』を実際に創り出すことができたなら、その時こそブルジョアジーの腕では担いきれないように見える槍が、ブルジョアジーよりも逞しい労働貴族層の肩に移されてよいでしょう。だが、そうなるまでには、前途なお遠遠のように思われます。³⁷」

以上、ウェーバーは、苛烈な国際的権力関係の中でドイツ国民を指導する「政治的貴族」たる筈の市民階級と労働者階級の最上層の政治的未成熟を指摘し、まさにこれこそが当時の「ドイツ政治の根本患」³⁸である点を明らかにした。そしてこの克服のために、彼は、「巨大な政治的、教育事業」を提唱した。ではこの事業とは何だろうか。彼の政治的理想のモデルはイギリス政治であるが、ドイツ「国民」の政治的未成熟を治癒する方法をもイギリスの労働者階級の政治的成

熟過程の中に求めるのである。彼は、イギリスの労働者階級の政治的成熟の原因を次のように説明している。「主要な原因はやはり政治的契機です。すなわち世界的国家という地位の反響がそれであって、世界的国家という地位のために、国家はたえず偉大な権力政治的課題に直面させられ、ひとりひとりの国民がつね日ごろから政治的訓練を受けるわけです。」³⁹と。この説明からウェーバーの政治教育という事業を推しはかるならば、それは、全国民によって担われる世界的権力政治を決然として遂行する帝国主義的行動ということになる。⁴⁰そしてこの帝国主義的行動こそが一八七一年のドイツ帝国創立に象徴されるドイツ国民の偉大なる政治行動の延長として位置づけられる点を次のように説明する。「われわれの発展にとっても決定的なことは、偉大な政策がわれわれに対して偉大な政治的権力問題の意義を再び自覚させることができるかどうかであります。ドイツの統一がドイツの世界的権力政治の終わりであって、出発点でないとするならば、ドイツの統一は、国民が過去の日に犯した若気の誤ちであり、そのために払った犠牲の大きさを考えると、むしろなくもがなの仕業であったことを、われわれははっきりと知らねばなりません。」⁴¹

このように、ウェーバーは、市民階級に対して、彼らがかような帝国主義政治への参加によって政治的自信を取り戻すべきであること、労働者階級をインターナショナルリズムの美辞麗句から引き離し、現在の国家に積極的に協力させるように努力すべきであることを要求した。こうして、ウェーバーにおいては、帝国主義にまで高められた国民主義的思想のパスには、ドイツを真に国民国家に作り替える内からの再生の作用も期待されていたのであった。⁴²

この教授就任講演に展開された国民的権力国家論の基本的思想を、ウェーバーはその後一貫して持ち続けた。それをもう一度要約すると次のようになる。すなわち、経済的に衰退しつつあるエンカーは自己の階級利益を国家の権力的利害関心より優先させる傾向が強まって来ているので、彼らにこれ以上国民国家の指導を委ねておくことは外政的観点か

ら見ても許されない。したがって、このユンカーの政治支配を保障しているビスマルク的「国民国家」の政治構造は改革されねばならない。高度資本主義的段階へ突入したドイツ資本主義のより一層の拡大・発展のために海外膨張が必須の政治課題として提起された。こうした偉大な世界的権力政治を遂行するための内政上の再編改革が必要である。この改革を執行し、新しいドイツ的「国民国家」を指導する階級は、世界的権力政治の積極的な展開に自覚的に参加することによって政治的感覚を身につけるようになった市民階級とその逞しい同盟者——労働者運動の最上層であらねばならない。偉大な国民的成功を収めることによって、国内の自由主義的改革の勝利は可能である、と。⁴³

ウェーバーは、こうした政治改革戦略からその後、一方においてまず帝政国家の支配階級であるユンカーと大資本家層の政治同盟に楔を打ち込み両者を分離させ、大資本家層を自由主義的政治改革の支持勢力に転換させようと努力する。⁴⁴ 前項で述べたように、一八九〇年から内外政策の方向転換をめぐるユンカーと大資本家層との間の対立抗争が続いていた。ウェーバーはこの好機を捉えて、一八九七年、福音社会会議第八回大会での講演『工業国家としてのドイツ』の中で両者の政治同盟の経済的基礎をなして来た保護関税政策の廃止を主張し、それによって両者を分離させ、市民階級の統一とその政治的自主性の回復を実現させる第一歩たらしめようとした。⁴⁵ 同年末、両勢力の再結合を目指す「結集政策」の「翼を担う艦隊建造政策についての「ミュンヘナー・アルゲマイネ・ツァイトウング」紙のアンケートへの回答の中でも、ウェーバーはユンカーの保護につながる式の艦隊政策と両勢力の再結集には断固として反対するとともに、「海上の権力を得ようとする努力と、ドイツの商業上の権力的地位」の向上につながる艦隊政策を対置させて次のように主張した。「わが国の力強い市民的、工業的発展の諸帰結の断固たる貫徹——好むと好まざるとにかかわらず、資本主義時代におけるドイツの永続的な経済政策は、ともかくもこれ以外にあり得ない——、そのみが権力への欲求に対し

て、市民階級のためのひとつの意味を授け得るのである。……祖国の自由な制度を維持し、自由な仕方ですらに発展させるのをはばからないことを、国内政治の面で示す統治が現われるならば、ただそういう統治に対してのみ、対外政治の領域で決定的な瞬間に、たとえ言葉は荒々しかろうと、力と勇気の差し出されることが期待されよう。⁴⁶ こうした内政面の新しい政治方向、すなわち「国民的民主主義」⁴⁷ を実現する主体として、すでに述べたように、彼は、統一した市民階級と「国民」的労働者階級との同盟を構想していた。ウェーバーはこの観点から市民階級に向かつては彼らのSPDに対する恐怖が無根拠である点を社会学的に論証し続けた。そして、労働者階級はその直接的経済状況の下では、彼らに壁を高くしている現在の国家に対して敵対し、拒否的態度をとるのは当然であるが、海外膨張政策は彼らに雇用の拡大とより豊かな生活をもたらすので、潜在的に市民階級と利害を同じくするので、むしろ、彼らに対する無用の恐怖とそれと連なる抑圧的姿勢を捨てて、彼らを市民階級とともに「国民」の一員たることを自覚させ、さらに社会政策の一層の拡大によって彼らを現在の国家の受益者に変えよう、と市民階級に呼びかけた。⁴⁸

このように、ウェーバーは、第一次大戦末期まで帝政を民主化するための新しい政治的、社会的勢力の結集の必要性についての政治論を展開した。⁴⁹ 他方、彼は「国民的虚栄の政治」⁵⁰ を追求する政治的ディレッタントたるウィルヘルム二世の気まぐれ外交を許している「官府国家」を批判し、ドイツを外政的に孤立化へと追い込んで行くカイゼルの独走をチェックし、国民の自覚的な世界的権力政治への参加を確保する政治体制、すなわち議会制立憲君主制に現在の「官府国家」を改革すべきであると主張し続けた。⁵¹ そして彼は、一九一七年夏「フランクフルト新聞」に連載した『新秩序ドイツの議会と政府—官僚制度と政党組織の政治的批判—』からは、従来の態度よりは一歩進んで政治制度の具体的な改革案を提案して行くのである。なぜなら、彼が期待し、要求したような帝政の民主化を志向する新しい政治勢力が一九

一七年の夏、議会において多数派を形成するに至っていたからである。すなわち、左翼自由主義勢力は一九一〇年進歩人民党に結集していたし、反体制的なSPDは、一九一三、四年を境に、彼が期待した通りエーベルト、シャイデマンなどの「政治的感覚を身につけた『労働貴族層』」の下に再編成され、「国民」的社会主義政党に変貌を遂げていたし、中央党内部でも第一次大戦中左派が台頭し、党指導権を掌握しつつあり、これらのち「ワイマール連合」となる三党は、帝政の民主化と妥協による講和を要求して帝政の支配層と対立し、帝国議会で相歩み寄って多数派を形成していたからである。⁵²ブルジョア民主主義を実現する主体勢力の結集が実現された以上、残された問題は、次のような政治制度改革しかなかったのである。まず、ユンカーの政治支配を保証している、連邦参議院におけるプロイセン優位制の是正とプロイセン三級選挙制度の廃止、次に民主勢力が多数を占めている帝国議会をイギリスの下院のように「強力な議会」に変えて、責任内閣制を確立すること、⁵³以上であった。

では、ウェーバーの帝政の民主化案の具体的提案たる議会主義論は、どういうものであろうか。彼は『新秩序ドイツの議会と政府』の中で、彼独自の政治社会学に基づいて次のような議会観を主張した。対外政策の達人であったビスマルクは内政上の遺産として、一切の政治教育、一切の政治意志を欠き、偉大な経世家が自分らのために政治を行なってくれるのに慣れた国民を残した。彼は強力な政党を破壊し、独立的な政治的気骨のある人間を許し得なかった。彼の強大な威信の好ましからぬ結果は、精神的水準の非常に低い無力な議会であった。⁵⁴そしてその帰結が官僚層の排他的支配ということに他ならない。政治にとってこれは何を意味するだろうか。他のもの、つまり政治家の指導的精神の領分を「官僚精神」が支配しているということである。ところがこの二つの精神は全く異なっている。官僚は自分の意志を抑え、上級官庁の命令には——それがたとえ間違っている——下僚としては、恰もそれが自分の本来の確信と一致して

いるかのように聴従しなければならぬ。こうした習性を持つ官僚層がビスマルク失脚以降、対外政策のすべての失敗をもたらした「政治的ディレクタント」ウィルヘルム二世の「個人支配」を支えて来たのである。⁵⁵ これらすべての場合における指導的政治家達の行動は無責任であり、いかなる大国の政治においてもその例を見ることのできないものであった。こうしてドイツ国家は破滅へと導かれて来たが、そうなったのも国家の政治構造が誤っていたからである。この国家は自己の政治的責任を負い得る人間が占めてしかるべき地位に官僚精神の持主をつけさせている。⁵⁶ 君主制の枠内で、こうした官僚支配に対する唯一の拮抗勢力となるものは積極的な政治を行ない得る強力な議会しかない。では、どうすれば議会の強力なものにすることができらるだろうか。それは、議会に次のような条件が具備された時、可能である。すなわち、「行政指導者が止しく議会の内部から選び出されねばならないという原則（本来の意味での『議会主義的制度』）、もしくは行政指導者がその職に留まるためには、議会多数派の明白に宣言された信任の必要、ないしは少なくとも不信任の回避の必要という原則（指導者の議会主義的選択）、それ故に行政指導者は議会または議会の委員会の再審査の下に詳細に答弁するという原則（指導者の議会主義的責任）、そして彼は議会に承認された方針に従って行政の指導を行なわねばならぬ原則（議会主義的行政の統制）」の貫徹である。⁵⁷ こうした原則が貫徹されて政治が行なわれる場合に、「正しいかどうかは別として、それは『人民国家』（Volksstaat）だ、といわれる。⁵⁸」こうした国家においては、「諸政党の権力闘争の目標は、この最高の政治的地位へ到達することに集中される。その時に、偉大な政治的権力本能と卓越した政治的指導者の資質——ウェーバーは「政治の本質」を闘争であり、同志と自発的追随者を徵募する活動とみなしていた⁵⁹ので、政治家は、官僚と違って、「自己の権力のための闘争と獲得した権力から生じてくる自己の課題に対する固有の責任」を持つことこそその生命の元素であると考えていた。⁶⁰ したがって、政治的指導者の資質はまず権力への意志、責任

感、追隨者を徵募する能力、ということになる——を備えた人々がその鬭争を戦い抜き、かくて指導的地位に到達するチャンスをもつことになる。⁶¹」このように「演説する議會でなく、行動する議會だけが、単にデマゴグ的な指導者の資質のみならず真に政治家的な指導者の資質を育て上げるのである。⁶²」

ところで、他面「近代の議會は、何よりもまず官僚制という手段によって支配されている人びとの代表機関である。⁶³」したがって議會は、官僚を統制し得ない限り「行動する議會」といえない。「官僚の権力的地位の根柢」となっているものは「専門知識」と「職務上の「機密」知識」である。⁶⁴議會人もこれら知識を修得していない限り、行政の統制は有名無実化するだろう。イギリス議會の例にならって「調査権」を持つ議會委員会を設置するなら、そこで「行政の實際を経験し」、自己の政治的力量を証明しうる政治指導者が教育され、かくて議會は「政治指導者選択の場」⁶⁵となるであろう。

以上のように、ウェーバーは議會を「政治指導者選択の場」として一面化した解釈を行なっているが、ここに彼の民主主義論の限界が示されているといえないだろうか。彼は、すでに述べたように、イギリス政治を理想のモデルとみなしてはいたが、イギリスの民主主義の理念を受け入れず、イギリス下院が優れた政治指導者を生み出して来た経験のみを「正しい」議會主義として歪めて解釈し、受容していた。⁶⁶彼は自ら「ラディカル・デモクラット」と称しているが、彼にとって民主主義は原則の問題ではなく、「ブルジョア支配」のための技術的問題にすぎなかったのであった。⁶⁷彼を含めてほとんどすべてのドイツの国民自由主義者には、基本的人権への配慮と人民の政策決定への参加を保証しようとする民主主義的意欲が欠如していた。その結果彼は、デモスを政治の能動的主体とみて、そのデモスの支配としての「民主主義」⁶⁸観をフィクションとみなし、政治を行なう者はいつも少数者である、というエリート的⁶⁹政治観から、民主主義とは指導者を選ぶ方法に民衆の参加を認める政治形態である、と解釈するのである。⁶⁸したがって現代の大衆民主

主義社会において彼の民主主義論は次に見るように指導者民主主義として展開されるのである。

第一次大戦が「総力戦」の形態をとって遂行されたように、大衆民主主義は一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて政治の支配的潮流となっていた。それは普通選挙制の導入という形で、政党の形態変化をもたらした。なぜなら、大衆が政治の主人公となった以上、その大衆の票をより多く獲得した政党が政治権力を掌握しうるので、政党は従来の名望家政党から大衆組織政党へと変貌せざるを得なかったからである。こうして、政党において自由主義時代と違う二つの新しい現象が現われた。一つは、大衆を組織する「機械」^{マシ}とそれを支配するボスの出現、あるいは政党官僚制の成立であり、他は、この大衆組織政党の頂点に立つ政治指導者のデマゴギー化である。政治において大衆の比重の高まりとともに、大衆の非合理的要素、つまり情緒的要素が政治において強大な力を持つことになったからである。⁶⁹ ウェーバーはこうした大衆民主主義の現代政治において持つ意味を指導者選択の方法に関連して次のように述べている。「政治的指導者は、名望家層内部における資格の承認に基づいて候補者たることを宣言され、その後議会で抜きん出ることによって指導者になる、という過程をもちや辿ることなく、大衆的デマゴギー的手段を用いて大衆の信任と信用そのものを、従って権力を獲得することになる。これは、事柄の本質上、指導者選択のケーザル主義的な転換を意味している。事実、民主的制度はすべてこういう傾向を示す。特殊にケーザル主義的手段とは何であろうか。それは人民投票^{フレビシツト}である。これは普通の「投票」とか「選挙」とかではなく、自分の指導者の使命^{ベルフ}に対する同意を要求している男の、その使命に向けて寄せる『信仰』の告白である。」この指導者選択のケーザル的方法には、軍事的な方法と非軍事的な方法の二つがあるが、「いずれも世襲君主制的正統主義と緊張関係にあるが、それとまったく同様に、議会主義的原則とも緊張関係にある。最高の権力の担い手を直接の民衆選挙で選び出す一切の方法、進んで、議会ではなく大衆の信任という事実に基づくあ

らゆる種類の政治上の権力的地位——ヒンデンブルクのような軍人の国民的英雄が持つ権力的地位もその一つだが——は、ケーザル主義的な喝采のあの「純粹」型を目指している。特に（形式的に）「民主的な」指名と選挙によって正当なものとして合衆国大統領の権力的地位は、当然これに属するのであって、議会における大統領の優越性は正しく上述の根拠に基づいている。⁷⁰」では、政治指導者選択のケーザル主義的な転換によって議会の存在が無価値になったであろうか。彼は否と答え、イギリスの例を挙げて次のように議会の存在価値を論証する。（一）恒久性、（二）大衆の信任を得た男の権力的地位が統制されていること、（三）彼に対抗して市民的な法の保障が維持されていること、（四）議会活動の範囲内において大衆の信任を得ようとする政治家達はその政治力を証明できる秩序ある形式、（五）ケーザルの独裁者が大衆の信任を失なった場合に彼を排除する平和な形式、がそれである。⁷¹」と。

このように、世襲的君主制の下でも、強力な議会が必要であると同時に、大衆民主主義の政治状況でも後継者問題が「あらゆる純粹なケーザル主義的支配にとつて、つねにアキレスの踵であるので」、⁷²議会の権力は不可欠である。つまり「ケーザルの指導者の台頭、排斥、そして脱落が内政上の破局の危険なしに速に行なわれる場合は、市民的秩序の政治的持続性と国法的保障が強力な代表機関の有効な協力的支配によって、間断なく確立されているところ」⁷³だからである。そして責任ある議会政党は、もしその内部で官僚制化とステロ化によってすぐれた政治指導者の上昇を許さなくても、「真に政治的気質と天分を持つ人物が大衆の信任をうる力があると認められた場合には、直ちに指導者として彼に従うことを強いられるので」、大衆民主主義の到来は政治指導者の台頭を、政党の官僚化にもかかわらず、容易にしている。したがって、「指導者選択の今日のごとき条件の下においてこそ、強力な議会と責任ある議会政党、いいかえれば国政担当者たるべき大衆指導者の選択と実力証明の場としての、議会と政党の機能は、安定した政治の根本要件なのである。」⁷⁴

このように、ウェーバーは、一九一七年夏、『新秩序ドイツの議会と政府』の中で、大衆民主主義の支配するイギリスでも、強力な議会が必要である点を論証して、ましてや「官府国家」たるドイツ帝政下では、何よりもまず、彼のいう「強力な議会」が支配する議会制民主主義の確立が急務であることを力説した。ところが、戦後、彼はこの見解を変えた。ウェーバーは、一九一八年十一月、ドイツの敗戦とそれに続く革命の真中に、混沌とした政治状況をブルジョア民主主義確立の方向へ嚮導する問題意識をもって、フランクフルト新聞に『ドイツ将来の国家形態』を発表した。自ら述べているように、『新秩序ドイツの議会と政府』は「プロイセンの主導権と王朝という事実から出発し」、ドイツ政治の議会主義化を展望したのに反して、この論文では、革命というティピカルな「大衆の蜂起」状況、つまりウェーバーが考える最悪の大衆民主主義状況の出現という政治状況をふまえて、彼の希求する「国民国家」の新しい国家形態の構想を模索したものであった。彼は、次のように述べる。今や、王朝の崩壊によって、「歴史的正当性」が失なわれ、「国民主権に基づく憲法制定会議の革命的自然的合法的合法性のみが残されている」にすぎないので、共和制をとるしかない。しかし共和制をとるからといって、ビスマルクが作り上げた国家を否定するのではない。なぜならこの国家の秩序に「労働者階級と市民階級の経済的生活利害が依存している」からである。つまり新しい政治状況の発生をふまえて純粹に国家技術的考慮からこのライヒの新しい国家形態として共和制を支持する。ではこの共和制の政治構造はどうあるべきか。すでにプロイセン王朝の崩壊によって、ユンカーの政治支配を保障する政治制度が消滅したので、ドイツ革命によって事実上、ドイツ政治の議会主義化の諸条件は完成した。問題は、一九一七年の『新秩序ドイツの議会と政府』における議会制民主主義化の政治構想の中で「強力な議会」の確立の理論的前提をなしていた「皇帝」が消えてしまっているの

で、それに代わる新しい国家首長の設置である。彼が二三年前『国民国家と経済政策』において期待していた通り、政

治的感覚を身につけた「労働貴族層」たるSPDのエーベルト、シャイデマンは「市民階級の腕では担いきれないように見える槍」をその「逞ましい肩」にかけて、革命状況を「ブルジョア民主主義」の枠内に秩序づけていた。こうした現状においては労働者階級のラディカルな民主主義の要求（人民の直接立法権、比例代表制など）に答える意味からも、国家首長はアメリカの大統領のような、人民投票的、大統領制が望ましい、と主張した。なぜなら、ビスマルクが創り上げた国家〔帝国〕連邦国家〕は敗戦と革命という内外の衝撃の中で、分解の危機にあるので、「国民選出の革命的正当性に支えられた」大統領のみがその「固有の権利」に基づいて、分離主義と下からの革命に対抗して、国家を守り、国家再建のリーダーシップをとることができるからである。⁷⁸

こうした論拠から、十二月、エーベルトから共和国憲法起草を委託された内相プロイスの憲法起草委員会委員に就任したウェーバーは、同委員会で、彼の持論であった調査権を持つ議会委員会の設置と強力な人民投票的大統領制を主張した。⁷⁹ 戦前、「強力な議会」を主張したウェーバーは、何故に戦後、急拠、強力な大統領制を主張したのだろうか。戦前において、君主主義的正当性に基づく国家は強力な文武官僚制に支えられて、その構造そのものが安定していたので、この文武官僚制を指導する君主の独裁化を阻止するため、この君主をコントロールし、さらに優れた政治指導者を訓練させる場としての「強力な議会」の必要性を、ウェーバーは主張した。しかし、敗戦と革命によって、国家そのものが分解の危機にあったので、まず、帝国の統合の中心であった強力な皇帝に比肩しうる、いやそれよりはるかに強大な権限を持つ「代用皇帝」を早急に創出する必要性を、ナシヨナリスト・ウェーバーが痛感したことは当然であったといえよう。革命の規定者に押し上げられていたSPDの主張通り、比例代表制が実施されるようになった以上、議会主権の議会制民主主義が導入される場合、議会は労働者階級によって多数を独占され、議会主権、すなわち労働者階級の支配

そのものになる危険性があった。言いかえるならば、戦前の彼の「強力な議会」の主張は、労働者階級主導の社会的民主主義国家の確立につながる恐れがあった。しかしこれに対して「ブルジョアジーの一員として」のウェーバーは、ブルジョアジー主導型の「市民階級と労働者階級の貴族層との同盟」による「ブルジョア民主主義」の確立を志向していたので、むしろ人民投票を通じて革命的正当性を獲得した強力な大統領が国家の頂ライヒにあって、温存された帝国ライヒの文武官僚制を指揮して、議会に拠る労働者階級に対抗し、それをコントロールする道を選択せざるを得なかったのである。彼の妻マリアンネもウェーバーの伝記の中で、彼が戦前から戦後にかけて議会から大統領へと強調点を置き変えた事情を次のように説明している。「ウェーバーはドイツ国家が君主主義的な元首をいただいている限り、議会による指導者選択を主張した。君主制が潰れた今、彼は、最高の首長、すなわちライヒ大統領が直接の人民選挙によって選出され、それによって議会から独立の権威を与えられることを要求した。⁸⁰⁾」

このように、ウェーバーは強力な民選大統領を議会に対抗して主張したが、その際「民主主義と議会主義とは決して同一のものでない⁸¹⁾」と主張した点は、C・シュミットの大統領独裁論との関連において重大な意味を持つことになる。一九一九年八月十一日公布されたワイマル憲法においては、プロイスの形式的権力均衡論を土台にして、国民の比例代表制によって選出されるライヒ議会と、国民の直接選挙によって選出される大統領(ウェーバーの主張する大統領の民選的方法が採用される)は政治体系の中で同権・同格の地位に置かれ、大統領が任命し、議会の信任を在職の要件とする政府が両機関を媒体・連動する政治制度が作り上げられていた。この制度では、議会が組閣能力を持つ限り、議会主導型の政治体系に発展し得たが、もしその能力がない場合、大統領主導型の政治体系になる可能性をもっていた。さらに問題は、民主党を含めての全保守勢力がウェーバーの強力な大統領制論を論拠にして危機に対処する非常大権(憲法四八条)を大

統領に付与することを国民議会で要求し、それが入れられて、プロイスの形式的権力均衡論にそぐわない強大な独裁権がワイマール共和国大統領に付与されたことであった。⁸² こうして大衆民主主義の時代に帝政の皇帝の権限をはるかに越える強大な独裁権を持つ、人民投票の大統領が、ワイマール共和国の政治体系にビルト・インされたのである。ウェーバーのゼミナールリストといわれる、C・シュミットは、一九二三年『現代議会主義の精神的地位』⁸⁴の中で、ウェーバーの議会主義と民主主義が同一でない、という主張を論理的に進めて、ワイマール憲法の中で大統領独裁の志向を弁証しうると思われる要素Ⅱ人民投票の民主主義と、それを阻害すると思われる要素Ⅲ自由主義・議会主義とを作為的に峻別し、後者を排撃することによって、大統領独裁を「民主主義」論をもって理論づけようとした。その後、彼は、一貫してこの主張を論理的に極端に発展させて、ワイマール・デモクラシーを内から破壊させ、ナチス独裁の合法的樹立の道をはき清めて行くのである。⁸⁵

確かに、ウェーバーの国民的権力国家論の自由主義的要素を代表する戦前の議会主義論には、D・ビーサムが言うように、エリート主義的要素（政治指導者論）と自由主義的要素とがバランスを保って論理構成されていた。しかし、戦後、ウェーバーが強力な大統領論を主張するに至って、その論理構成においてこの両要素のバランスはエリート主義的要素の優位の方向にくずれていた。⁸⁶ C・シュミットがこのバランスを完全にくずし、特に自由主義的要素の完全な否定の上に立って、エリート主義的要素をウェーバーの主張に従って「大衆喝采による指導者民主主義」論をもって大統領独裁論にまで肥大化させた時、それはウェーバーが生涯をかけた、「ブルジョア民主主義」そのものを破壊する武器に変わっていたのである。

(1) 同名の父マックス・ウェーバー(1836~1897)は、ウェーバーが生まれた当時、エルフルト市の助役であったが、一八六九年、ベルリン市参事会員となり、のちプロイセン邦国議会と帝国議会の代議士となった国民自由党の有力な政治家であった。彼は党指導部には属していなかったが、左右両派の調停者、組織者として大きな影響力を持っていた。そのため彼は国民自由党の最高指導者や当代一流の学者達と交友関係を持っており、しばしば彼の家は同党の重要な政治会合の場所として利用され、少年ウェーバーは家庭で日常生活のレベルで現実政治の要諦を学ぶことができた。なお父ウェーバーは、財政と行政の専門家として地方行政方面で優れた実務能力を発揮した人で、政治的には党首ベニヒゼン(Rudolf von Bennigsen, 1824~1902)派に属していた。ビスマルクとの協力路線を積極的に推し進めようとする、ミクヴェル(Johannes von Miquel, 1828~1901)を指導者とする右派と、ビスマルクの政策には基本的には賛成であるが、その協力に消極的で、後に保護関税問題で反対派に転じる、ラスケル(Eduard Lasker, 1829~1884)を指導者とする左派との間で、ベニヒゼンは、中間的立場をとって、両派の統一に努力した。しかし一八八〇年左派が分離して、「自由主義連合」を結成したため、ベニヒゼンは党首として国民自由党にとどまったものの、影響力を失ない、一八八三年、党首を辞任した。一八八七年、再び、ミクヴェルとともに二人党首に返り咲いたが、実質的に党指導権はミクヴェルに移り、彼の時代は去る。父ウェーバーはベニヒゼンと行動を共にし、したがって一八八〇年党分裂後は国民自由党の左派に属することになった。M・ウェーバーの妻マリアンネによると、父ウェーバーは「自分自身に対しても世間に対しても何一つ文句のない典型的なブルジョア」であったという(Marianne Weber, Max Weber. Ein Lebensbild, 1. Aufl., 1926. 大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』I、昭和三九年、みすず書房、三三頁~三四頁、五一頁、九四頁)。

(2) P. Mayer, Max Weber and German Politics, 1955. 五十嵐豊作、鈴木寛共訳『マックス・ウェーバーの政治社会

学——マックス・ウェーバーとドイツの政治構造——』、一九六六年、勁草書房、一〇頁〜一三頁。

メイヤーはウェーバーが父の家で次の三点を学んだと解釈している。(一)ドイツの *Realpolitik* の意義と意味づけを学ぶ機会に恵まれ、そこから、ウェーバーは、政治は純粹かつ単純な権力技術であるので、権力そのものは、それが実現する価値または目的とは無関係に追求されねばならないという、権力国家 (*Machtstaat*) の観念を学んだという。(二)ビスマルクのような偉大な政治指導者の資質の問題(例えば、カリスマなど)と、ドイツにおける反ビスマルク勢力の政治的無力について学んだという。(三)ビスマルクが普通選挙制を大衆統合の一手段として権力政治的に利用したが、ウェーバーも、このビスマルクの实例から、国民統合の手段としての普通選挙制の重要性を学んだという。

(3) W. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890—1920*, 2. überarbeitete und erweiterte Aufl., 1974, SS. 4-6.

(4) *Ibid.*, SS. 7-8.

(5) W. Mommsen, *The Age of Bureaucracy—Perspectives on the Political Sociology of Max Weber*, 1974, pp. 26-27.

(6) ウェーバーの東エルベ農業労働者問題研究について論究したものとして、山口和男「初期のマックス・ウェーバーにおける経済政策論」(河出書房刊『経済学説全集』第六卷、昭和三二、一頁〜三五頁)〔現在、同氏の著書『ドイツ社会思想研究』(ミネルヴァ書店、一九七四年)所収〕をはじめとして優れた業績が現在蓄積されている。またその他ウェーバーに関する研究は、その量的側面と研究水準の高さからいって、西ドイツのそれを越しているのではないかと思われる日本の現状からして、本稿では、主題との関係で必要かつ直接的に関連のある研究業績のみを引用することにした。

ヘルマン・ヘラーにおけるドイツ国民国家論再構成の試図 (一) (安)

ウェーバーの東エルベ農業労働者問題についての調査とそれに基づく政策提言について、参照、山口和男訳『農業労働制度』(Die ländliche Arbeitsverfassung, in: Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1924, SS. 441-469.) (未来社、一九五九年)

(7) W. Mommsen, The Age of Bureaucracy, p. 28.

(8) Max Weber, Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik (1895), in: Gesammelte Politische Schriften, 3. Aufl., hrsg. von J. Winckelmann, 1971 [邦訳と略記], S.11. 田中真晴訳『国民国家と経済政策』(未来社、一九五九年)、三二頁。

(9) Ibid., S. 12. 邦訳、三二頁～三三頁。

(10) Ibid., SS. 13-14. 邦訳、三三頁～三六頁。

(11) W. Mommsen, op. cit., p. 29, p. 30. R. Aron, Max Weber und Machtpolitik, in: O. Stammer (hrsg.), Max Weber und die Soziologie heute, 1965, S. 111, S. 112.

のちウェーバーは、社会科学の領域において生物学的理論と概念を用いようとするすべての傾向を非科学的であると批判し、その克服のために闘った (W. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik, S. 43.)。

(12) W. Mommsen, The Age of Bureaucracy, pp. 30-31; David Beetham, Max Weber and the Theory of Modern Politics, 1974, p. 123.

(13) Max Weber, op. cit., S. 14. 邦訳、三六頁～三七頁。

(14) Ibid., S. 14. 邦訳、三七頁。ウェーバーの国家概念については、岩野弘一「マックス・ウェーバー『国家社会学』ノ一

ト」(『政経論叢』(明治大学)、第四二巻第五号、昭和四九年)を参照のこと。

- (15) 住谷一彦『マックス・ウェーバー—現代への思想的視座』、日本放送出版協会、昭和四五年、五二—五三頁。
- (16) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Studienausgabe, hrsg. von J. Winckelmann, 1956 [以下WGと略記]
; 英訳: *Economy and Society*, edited by G. Roth and C. Wittich, 1968 [以下ESと略記]。
- (17) ウェーバーの人種、民族、国民の問題について、W. Mommsen, *Max Weber and die deutsche Politik*, SS. 53-56; ders., *The Age of Bureaucracy*, pp. 37-39; D. Beetham, *op. cit.*, pp. 121-131; 林道義『ウェーバー社会学の方法と構想』、岩波書店、昭和四五年、『補論III ウェーバーの「人種」「民族」「国民」論』などの研究業績がある。
- (18) Max Weber, *WG*, S. 303, *ES*, I Vol., p. 385.
- (19) *WG*, S. 307; *ES*, I Vol., p. 389.
- (20) *WG*, S. 675; *ES*, II Vol., p. 922
- (21) *WG*, SS. 313-314; *ES*, I Vol., p. 395.
- (22) *WG*, SS. 314-315; *ES*, I Vol., pp. 395-397.
- (23) *WG*, S. 676; *ES*, II Vol., p. 923.
- (24) *WG*, S. 675 f; *ES*, II Vol., p. 922 f.
- (25) W. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik*, SS. 54-55.
- (26) Max Weber, *WG*, S. 316; *ES*, I Vol., pp. 397-398.
- (27) D. Beetham, *op. cit.*, pp. 128-129.

- (28) Max Weber, Politik als Beruf (Oktober 1919), in: PS, S. 507, 513; 清水幾太郎、清水禮子共訳『職業としての政治』(『M・ウェーバー政治・社会論集』、河出書房版世界の大思想23、昭和四〇年〔以下「ウ政社集」と略記〕、所収)、三八八頁、三九三頁。

- (29) D. Beetham, op. cit., pp. 227-229.

ウェーバーは現代的条件下でいかにして「政治的貴族階級」を創出するかという問題を戦時中の論文『ドイツにおける選挙法と民主主義』(in: PS, SS. 245-291)と、簡単ではあるが、それと併行して同時期の論文『新秩序ドイツにおける議会と政府』(in: PS, SS. 306-443)においても論じている。前者では、政治における貴族主義の利点を次のように挙げている。まずそれは、「その高尚な理想をその意味と方向においても国民全体に刻印することができる。」次に「貴族は、確固たる伝統と社会的に広い視野を持つという長所を『少数』の利点と結びつけて、国の指導者として政治的に高い価値のある成果を目指すことができる。さらに、政治的伝統を持つ貴族の支配には、民主主義的支配形態に比べて見て比較的冷静な頭脳を持つという利点である。」そして「通常、貴族は、民主主義的大衆や議会主義が行なわれていないところの近代の君主よりも、本質的にはるかに無言の取引の才能を多く備えている。」(PS, SS. 270-271. 山田高生訳『ドイツにおける選挙法と民主主義』(二)、『経済研究』(成城大学)、三〇号(昭和四四年、一二月)、一一九頁。)そしてこうした資質を持った貴族が「政治的意味での貴族として機能し、政治的に役立つにはどのような条件」が必要か、という問題を、次に提起して、ウェーバーはその条件を次のように規定した。「敵から経済的攻撃を受ける恐れのないことである。貴族とは、——これが最も基本的な前提条件であるが——国のために生きることができなければならないが、国によって生きる者であってはならない。」つまり「貴族は、外面的に、ことに内面的にも、政治的目的のために自由に行動がで

きるように、とりわけ『経済的ゆとり』がなくてはならない。」現代社会において、こうした条件をみたす者は、弁護士のみである。以上のような論旨からドイツにおける「政治的貴族階級」としてのユンカーを批判し、とりわけ、ユンカーの経済的、社会的救出と「ブルジョアジーのユンカー化」を目指す「信託遺贈法案」に反対している (ibid, SS. 272-277. 邦訳、二二二頁～二二八頁)。また後者の論文でも、「政治のために生きる」職業政治家は「経営に縛りつけられている人 (企業家) ではなく利子生活者^{レシトナ}であればあるほど、好都合である。経営に縛りつけられている階層のうち、弁護士だけが生活に「ゆとり」があり、職業的政治家に適している。」と述べている (PS, S. 364, 中村貞二・山田高生共訳『新秩序ドイツの議会と政府——官僚制度と政党組織の政治的批判——』(「ウ政社集」所収)、三五六頁～三五七頁)。

- (30)(31) Max Weber, *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik*, S. 19. 邦訳、四九頁。
- (32) Ibid., S. 20. 邦訳、四九頁～五〇頁。
- (33) W. Mommsen, *op. cit.*, S. 44, S. 94.
- (34)(35) Max Weber, *op. cit.*, SS. 21-22, 邦訳、五三頁～五五頁
- (36) Ibid., S. 22. 邦訳、五五頁～五六頁。
- (37) Ibid., SS. 23-24. 邦訳、五八頁～五九頁。
- (38) W. Mommsen, *op. cit.*, SS. 94-95.
- (39) Max Weber, *op. cit.*, S. 23. 邦訳、五七頁。
- (40) W. Mommsen, *op. cit.*, S. 95.
- (41) Max Weber, *op. cit.*, S. 23. 邦訳、五七頁～五八頁。

(42) W. Mommsen, op. cit., S. 95.

(43) ウェーバーの国民国家論について論究したものととして、次のような優れた業績がある。脇圭平「ドイツ国民国家(ウイヘルム時代)における政治の問題——マックス・ウェーバーの政治観——」、『法学論叢』(京都大学)、五九卷四号、青山秀夫「マックス・ウェーバーに於ける国民主義と自由主義」(『マックス・ウェーバーの社会学論』、岩波書店、昭和二五年、所収)、田中真晴「ウェーバーの政治的立場」、平井俊彦「ウェーバーの民主主義」(河出書房刊『経済学説全集』第六卷所収)、山田高生「ウェーバーにおける世界権力政策と議会改革論」(『現代のエスプリ』54—マックス・ウェーバー(編集・解説Ⅱ林道義)、至文堂、昭和四七年一月、所収)、山田高生「マックス・ウェーバーの権力政治思想の一側面——権力主義者批判の意味」(『理想』(マックス・ウェーバー特集号)、一九七三年五月(四八〇号)、所収)、中村貞二「初期ウェーバーにおける社会改良と国民国家——マックス・ウェーバーのナウマン批判」(『マックス・ウェーバー研究』、未来社、一九七二年、所収)。林道義「ウェーバー政治論における『対外政治の優位』の意味」(大野・住谷・諸田共編『ドイツ資本主義の史的構造』、有斐閣、昭和四七年、所収)。

なお、ウェーバーの国民国家論と不可分の関係にある政治論の研究は、林氏が指摘しているように、「ウェーバー研究の中で一番遅れている分野ではないかといわれている」(『現代エスプリ』54、二二二頁)。モムゼンの『マックス・ウェーバーとドイツ政治——一八九〇—一九二〇年』(一九五九年(第一版)、一九七四(第二版))以後、筆者の知る限り、ウェーバーの政治論を取り扱った著作として次のものがある。Ilse Dronberger, *The Political Thought of Max Weber: In Quest of Statemanship*, 1971; Anthony Giddens, *Politics and Sociology in the Thought of Max Weber*, 1972; David Beetham, *Max Weber and the Theory of Modern Politics*, 1974。(モムゼンがウェーバーを強烈な「帝国主義」

イデオログとして解釈し、彼の人民投票の大統領論が、C・シュミットの大統領独裁論を媒介項としてナチスの思想と連らなる点を指摘した後、レーベンシュタイン、バウムガルテンなどの反論があつて、ウェーバー解釈をめぐつて現在まで論争が続いているが〔なお、一九六四年、ハイデルベルクで開催された第一五回ドイツ社会学会大会では、ウェーバーの政治論をめぐつて論争が展開された。参照、O. Stammer (hrsg.), Max Weber und die Soziologie heute, Verhandlungen des 15. Deutschen Soziologentages vom 28. bis 30. April 1964 in Heidelberg 1956. 英訳: Max Weber and Sociology Today, translated by K. Morris, 1971.〕D・ビーサムは、一九七一年から七二年にかけてモムゼンと彼の論敵の一人J・ヴィンケルマンに師事し、相反するウェーバー解釈を、権力と文化との関係を軸に、ウェーバーの政治論を捉え直すことよつてバランスのとれた解釈を試みている。恐らく、モムゼン以後、ウェーバー政治論研究の最も優れた業績の一つではないかと思う。なお上記の林道義、山田高生両氏の研究は、このD・ビーサムと類似した問題意識の下に、彼より早い時期に、現在D・ビーサムが到達した解釈を進めていたことは日本のウェーバー研究の水準の高さを証明するものである。)。

(44) D. Beetham, op. cit., p. 164 f.

本稿で「戦略」という用語を用いているが、それは、ウェーバーが職業政治家として政治改革の「戦略」をもつて行動したという意味のそれではなく、彼が「ブルジョアジーの一員」として、ドイツ政治と社会の歴史的分析に基づく未来への政治的展望を首尾一貫して理論的に構想し、この立場から現実政治を批判するという意味のそれである、ことを断わっておきたい。そして言うまでもなく、一八九〇年代のドイツにおいて、彼の政治改革「戦略」を実現できる政党は存在せず、したがつて彼の立場は、当時のドイツの政党に拠点を持たない「進歩的国民主義」であつたと、D・ビーサムは解釈

している (ibid., p. 170.)。

(45) Ibid., pp. 165-166.

(46) Max Weber, *Stellungnahme zur Flottenumfrage der Münchener Allgemeinen Zeitung* (Dez. 1897), in : PS, SS. 30-32. 中村貞二訳「艦隊アンケートへの回答」(中村貞二、前掲書、四二七頁〜四二九頁。)

(47) Max Weber, *Zur Gründung einer national-soziale Partei* (Nov. 1896), in : PS, S. 28. 中村貞二訳「国民社会党の設立によせて」(「ウ政社集」所収)、四三頁。

ウェーバーは、この集会でドイツには、農業的、封建的利害をとるか、「ブルジョア的、資本主義的發展」かのオルタナチヴしかない、と現状規定をしたのち、後者の道をおし進めようとする「新しい政党は、市民的自由の国民的政党でなければならぬ。」と主張し、その理由を次のように述べた。「国民的な、経済的な権利利害の保全はこの政党によってこそ安泰であるだろう、と、思ってこれに投票し、この投票を通じてわれわれがドイツの指導を委せることのできる、そういう国民的な民主主義はドイツにはない」からです、と。

(48) D. Beetham, op. cit., p. 163, p. 166; W. Mommsen, op. cit., S. 107 f.

注(46)の「艦隊アンケートへの回答」の中でも、SPDを「赤い幽霊」として恐れている市民階級に、それは幻である、と悟して、SPDに対する「偏狭な恐怖」を捨て、むしろ同党を冷静に注視して、それを「国民的」政党に転換させるべく努力する必要がある、と主張している。

(49) D. Beetham, op. cit., p. 164.

(50) Max Weber, *Bismarchs Aussenpolitik und die Gegenwart*, in : PS, S. 128.

- (51) マリアンネ・ウェーバー、大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』II、みすず書房、昭和四〇年、三〇六頁～三二四頁。
 - (52) L. Bergsträsser, *Geschichte der politischen Parteien in Deutschland*, 1955, S. 241.
 - (53) D. Beetham, *op. cit.*, p. 172.
 - (54) Max Weber, *Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland*, in: *PS. SS. 319-320*. 邦訳、三一八頁～三一九頁。
 - (55) *Ibid.*, S. 335. 邦訳、三三二頁～三三三頁。
 - (56) *Ibid.*, *SS. 336-339*. 邦訳、三三三頁～三三五頁。
 - (57)(58) *Ibid.*, S. 340. 邦訳、三三六頁。
 - (59) *Ibid.*, S. 347. 邦訳、三四二頁。
- ウェーバーの政治概念についての研究として次のものがある。岩野弘一「マックス・ウェーバーにおける『政治の世界』について——研究ノート」(『現代と思想』、一五巻、青木書店)。
- (60) Max Weber, *op. cit.*, S. 335. 邦訳、三三三頁。
 - (61) *Ibid.*, S. 341. 邦訳、三三六頁～三三七頁。
 - (62) *Ibid.*, S. 350. 邦訳、三四五頁。
 - (63) *Ibid.*, S. 339. 邦訳、三三五頁。
 - (64) *Ibid.*, S. 352. 邦訳、三四六頁～三四七頁。
 - (65) *Ibid.*, S. 355. 邦訳、三四九頁。

- (66) W. Mommsen, op. cit., S. 423.
- (67) Ibid., S. 418.
- (68) Ibid., SS. 419-422.
- なお、ウエーバーの政治論におけるエリートイズムの研究は次のものがある。W. Struve, *Elites against Democracy. Leadership ideals in bourgeois political thought in Germany, 1890-1933*, 1973, pp. 114-148.
- (69) Max Weber, op. cit., SS. 390-391. 邦訳、三六八頁～三六九頁。
- (70) Ibid., SS. 393-394. 邦訳、三七〇頁。
- (71) Ibid., S. 395. 邦訳、三七二頁。
- (72)(73) Ibid., S. 401. 邦訳、三七六頁。
- (74) Ibid., S. 403. 邦訳、三七七頁～三七八頁。
- (75) Max Weber, *Deutschlands künftige Staatsform. I/V* (Nov. 1918), in: PS, S. 448. 山田高生訳「ドイツ将来の国家形態」(一) (『経済研究』(成城大学)、三三三号、昭和四五年十一月)、一五二頁。
- (76) Ibid., S. 451. 邦訳、一五六頁。
- (77) Ibid., SS. 451-452. 邦訳、一五六頁～一五七頁。
- (78) Ibid., SS. 470-471, SS. 475-476. 邦訳、山田高生訳「ドイツ将来の国家形態」(二) (『経済研究』(成城大学)、三四号、昭和四六年三月)、一四三頁～一四四頁、一五〇頁。
- (79) D. Beetham, op. cit., p. 233; W. Mommsen, op. cit., S. 380 ff.

(80) マリアンネ・ウェーバー、大久保達郎訳『マックス・ウェーバー』II、四七八頁。ドイツ革命とワイマール憲法制定時のウェーバーの政治主張がそれ以前のものとは変化があるため、ウェーバーの政治思想の解釈に、注(43)で述べたように相反する解釈がなされている。こうした相反する見解を紹介し、戦前と戦後のウェーバーの政治思想を「指導者民主主義」の観点から、両者を統一的に解釈しようとする優れた業績として、山口定「マックス・ウェーバーと指導者民主主義」(『思想』、一九六三年十月号)がある。また、ウェーバーの政治思想の戦前から戦後への展開を「大衆民主主義論的認識を含む彼の政治社会学と、彼自身の自由主義的価値理念の相剋から理解しよう」と試み¹⁾たものとして、八田生雄「マックス・ウェーバーとヴァイマル・デモクラシー」(『史林』、第五一卷第五号、一九六八年九月)がある。

ウェーバーは、一九一九年二月二五日の『ベルリン取引所新聞』に、「大統領」なる論文を寄稿し、そこで、初代大統領エーベルトが彼の主張に反して国会によって選出されたことを批判し、自説の人民投票の大統領制が採用されねばならない根拠を、比例代表制の導入によって、議会が圧力団体の代表たる「俗物どもの議会」となってしまっ²⁾て、もはや「政治指導者の選択の場」ではなくなったこと、分離主義に対する「統一国家の思想の担い手」が必要であることなどを挙げた(Max Weber, *Der Reichspräsident* (Feb. 1919), in: PS, SS. 498-501. 山田高生訳「大統領」(『経済研究』(成城大学)、昭和四六年十一月、一九二頁—一九六頁)。なお、ウェーバーの大統領論については、参照、英明「ウェーバーの『ライヒ大統領』論の一側面」(『現代のエスプリ』54、所収)。

(81) Max Weber, *Deutschlands künftige Staatsform*, S. 471. 邦訳(二)、一四五頁。

(82) 参照。安 世舟「ワイマール・デモクラシーと大統領制——制憲議会における大統領『独裁条項』の成立過程を中心として——」(『明治大学大学院紀要』第五集、一九六七年)、小林昭三「ワイマール大統領論研究序説」、成文堂、昭和三九

年、H. J. Heneman, *The Growth of Executive Power in Germany*, 1934.

(33) G. Schwab, *The Challenge of the Exception. An Introduction to the Political Ideas of Carl Schmitt between 1921 and 1936*, 1970, p. 28.

(84)(58) Carl Schmitt, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, 3. Auflage. 1961. 稲葉素之訳『現代議会主義の精神的地位』、みすず書房、一九七二。本訳書についての筆者の書評、参照、朝日ジャーナル、一九七二年六月二日号。なお、本書についてこの三、四年間、みすず書房の他に、社会思想社とダイヤモンド社から出版された訳書がある。

(98) D. Beetham, *op. cit.*, p. 238.